

官報

号外

昭和五十七年四月二十三日

○第九十六回 衆議院會議録 第十九号

昭和五十七年四月二十三日(金曜日)

議事日程 第二十号

昭和五十七年四月二十三日

午後一時開議

第一 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 離島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

第六 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 離島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

日程第六 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)
日程第十 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第十一 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

日程第一 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、農用地開発公団法の一部を改正する法律案、日程第二、種苗法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長羽田孜君。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案及び種苗法の一部を改正する法律案及び同報告書
同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔羽田孜君登壇〕

○羽田孜君 ただいま議題となりました内閣提出の二法案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、農用地開発公団法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、海外農業開発の円滑な推進に資するため、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づき海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、三月十八日田澤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、四月十四日及び四月二十日の二回にわたり質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、種苗法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、千九百七十八年の植物新品種保護国際条約の締結に伴い、品種登録を受けることができ

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

農用地開発公団法の一部を改正する法律案外一案 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防
団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案 土地区画整理法の一部を改正する法律案外一案

六三八

る外国人の範囲等につき所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、四月十四日田澤農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十日に質疑を行い、質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第三、警察官の職務に協

力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長中山利生君。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中山利生君登壇〕

○中山利生君 ただいま議題となりました警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、警察官の職務に協力援助し、または消防作業等に従事して災害を受け、年金である給付または補償を受けている者について、子女の誕生、入学、結婚等の一時的出費を必要とする事由が生じた場合に、その年金受給権を担保として、国民金融公庫または沖縄振興開発金融公庫から小口貸し付けを受けることができる措置を講じようとするものであります。

本案は、二月十九日当委員会に付託され、四月十五日世耕国務大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十日本案に対する質疑を終了し、採決を行いましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 日程第四とともに、日程第五

は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

日程第四 土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 離島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第四、土地区画整理法の一部を改正する法律案、日程第五、離島振興法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。建設委員長村田敬次郎君。

土地区画整理法の一部を改正する法律案及び同報告書

離島振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔村田敬次郎君登壇〕

○村田敬次郎君 ただいま議題となりました二法律案について申し上げます。

まず、内閣提出の土地区画整理法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、市街地における都市基盤施設整備の立ちおくれ、住宅地供給の停滞等の状況に対処するため、土地区画整理事業において、地方住宅供給公社を施行者に加えるとともに、換地計画に關し専門的技術を有する者の養成確保等の措置を講ずることにより、土地区画整理事業の円滑な施行を確保し、その一層の推進を図ろうとするものであります。

本案は、三月十二日本委員会に付託され、四月九日提案理由の説明を聴取、同月二十一日質疑を終了し、討論、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、土地区画整理事業終了後の未利用地の有効利用の促進等五項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

次に、建設委員長提出の離島振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

離島振興法は、議員提案により、昭和二十八年七月、十年の期限法として制定されたものであります。

自來、本法は、離島振興のために少なからず寄与してまいりましたが、本土との格差は依然として除去されない実情にかんがみ、昭和三十七年第四十回国会及び昭和四十七年第六十八回国会にお

いて、本法の適用期限をそれぞれ十カ年間延長して、諸施策が強力に実施されてきたのであります。しかしながら、離島をめぐる自然的、社会的諸条件は厳しく、本土の著しい経済成長に追いつかず、いまだその後進性は解消されるに至っていないのであります。

加えて、離島関係市町村の財政力は脆弱であり、関係施策を推進するためには、今後とも引き続き本法による特別の助成措置が必要と考えられるのであります。

以上の観点から、この際、昭和五十八年三月三十一日が期限となつてゐる本法の有効期限をさらに十カ年間延長することとし、関係島民が安心して定住し得る地域社会の建設を図り、あわせて国民経済の発展に寄与せしめたいと存するものであります。

なお、本案の成案決定の際に、内閣の意見を求めましたところ、やむを得ないものとの意が表されました。

以上が本法案の趣旨の説明であります。四月二十一日の建設委員会において全会一致をもって成案と決定し、建設委員会提出の法律案と決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。まず、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和五十七年四月二十三日 衆議院会議録第十九号

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第五につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

日程第六 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第六、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第八、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森喜朗

君。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔森喜朗君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

○森喜朗君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

先般、国際復興開発銀行、通称世界銀行において、今後ますます増大する開発途上国の資金需要に因ずるため、総額三百六十五億協定ドルの一般増資について、総務会決議が成立いたしました。

本法律案は、この増資決議に従い、わが国が世界銀行に対し、十六億六千六百七十万協定ドル、すなわち現在の合衆国ドルで二十億一千六十二万ドルの追加出資に因ずるため、その出資についての規定を設けようとするものであります。

本案につきましては、四月二十一日渡辺大蔵大

臣から提案理由の説明を聴取した後、同日質疑を行い、質疑終了後、討論の申し出もなく、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案につきましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

次に、国家公務員及び公共企業体職員共済年金関係の両法律案について申し上げます。

両法律案の主な内容を申し上げます。

第一は、国家公務員及び公共企業体職員共済組合が支給している既裁定年金について、恩給における改善措置にならない、昭和五十六年度の国家公務員の給与の改善内容に準じて、年金額の算定の基礎となつてゐる俸給を増額することにより、本年五月分から、年金額を引き上げることとしております。

なお、増額後の俸給の額が一定額以上の退職年金、減額退職年金及び通算退職年金については、恩給における措置になつて、昭和五十八年三月分まで、引き上げ分の三分の一の支給を停止することとしております。

第二に、公務関係年金及び六十五歳以上の退職年金受給者等の最低保障額を、恩給における措置にならない、改善することとしております。

以上のほか、国家公務員の共済組合については、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げを本年四月一日から行うこととしております。

以上が両法律案の概要であります。

両法律案につきましては、四月二十一日渡辺大蔵大臣及び小坂運輸大臣から、それぞれ提案理由の説明を聴取した後、同日質疑を行い、質疑を終

土地区画整理法の一部を改正する法律案外一案
律の一部を改正する法律案外二案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案外一案 放送法等の一

六四〇

了いたしましたところ、国家公務員共済組合関係の法律案に対し、小泉純一郎君外三名から、自由民主党提案に係る修正案が提出されました。

修正案の内容は、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引き上げについての施行期日である四月一日をすでに経過しておりますので、これを公布の日に改めるとともに、四月一日から適用できるよう所要の措置を講ずるものであります。

さらに、国家公務員共済組合関係の法律案に対し、沢田広君外三名から、また、公共企業体職員共済組合関係の法律案に対し、伊藤茂君外三名から、いずれも、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党の四党共同提案に係る両修正案がそれぞれ提出されました。

両修正案の内容は、国家公務員共済組合及び公共企業体職員共済組合の年金額改定の実施時期を一カ月繰り上げて、昭和五十七年四月分から実施すること等と内容とするものであります。

次いで、討論の申し出もなく、直ちに採決いたしました結果、まず、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案については、沢田広君外三名提出の修正案は少数をもって否決され、小泉純一郎君外三名提出の修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について

は、伊藤茂君外三名提出の修正案は少数をもって否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、両法律案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七及び第八の両案を一括して採決いたします。

日程第七の委員長の報告は修正、第八の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第九 放送法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)

日程第十 電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第九、放送法等の一部を改正する法律案、日程第十、電波法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長水野清君。

放送法等の一部を改正する法律案及び同報告書
電波法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○水野清君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

最初に、放送法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、テレビジョン多重放送を実用化するために、規定の整備を行うとともに、外国人等の取得した放送会社の株式の取り扱いについて特例を定める等のため、放送法、電波法及び有線テレビジョン放送法について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、放送法の一部改正の主な内容を申し上げます。

第一は、テレビジョン多重放送についてであります。

テレビジョン多重放送のうち、当面実用可能な音声多重放送及び文字多重放送の実施と、テレビジョン多重放送のための放送設備の賃貸を日本放送協会の業務に加えることとし、この賃貸の場合の郵政大臣の認可については、両議院の同意を要しないこととしております。

また、テレビジョン放送とテレビジョン多重放送をあわせ行う協会及び一般放送事業者は、そのテレビジョン放送の内容を豊かにし、その効果を

高めるような多重放送の番組をできるだけ多く設けるようにしなければならないこととしております。

このほか、郵政大臣は、協会及びテレビジョン放送を行う一般放送事業者に対し、テレビジョン多重放送のための設備の利用等に関する計画の策定及び提出を求めることができることとしております。

第二は、協会は、その業務に密接に関連する事業を行う者に出資できることとしております。

第三は、上場放送会社等は、外国人等の株式取得により、放送局の免許の欠格事由に該当することとなるときは、当該外国人等の取得した株式の名義書きかえを拒むことができることとしております。

第四は、災害の場合には、協会及び一般放送事業者は、災害の予防または被害の軽減に役立つ放送をするようにしなければならないこととしております。

次に、電波法の一部改正について申し上げます。

と、テレビジョン放送局の免許が効力を失ったときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする放送局の免許も効力を失うこととしております。

最後に、有線テレビジョン放送法の一部改正について申し上げます。

第一に、有線テレビジョン放送事業者は、郵政大臣の指定するテレビジョン放送の難視聴区域においては、その区域に係るテレビジョン多重放送も義務的に再送信しなければならないこととしております。

第二は、有線テレビジョン放送事業者がテレビ

ジョン多重放送を再送信する場合には、義務再送信の場合を除き、そのテレビジョン多重放送事業者の同意を要することとしております。

続いて、電波法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備える等のため、船舶局の無線従事者の要件について所要の措置を定めるとともに、近年の国際情勢にかんがみ、外国公館の無線局に免許を与えることができることとし、あわせて行政事務の簡素化を図るため、市民ラジオの無線局について免許を要しないこととするものでありまして、その内容を申し上げます。

第一に、船舶局の無線従事者について、船舶局の無線設備の操作に関して郵政大臣が行う訓練等の課程を終了した者に、船舶局無線従事者証明を行うこととするともに、一定の船舶局の無線設備については、この証明を受けている無線従事者でなければ操作を行ってはならないこととするほか、この証明の失効等必要な規定を整備することとしております。

第二は、外国の大使館、公使館または領事館の無線局で、固定地点間の通信を行うものについて、相互主義を前提として免許を与えることができることとしております。

第三は、市民ラジオの無線局の開設については、技術基準の適合性を確保した上で、郵政大臣の免許を要しないこととしております。

放送法等の一部を改正する法律案は去る三月九日、また、電波法の一部を改正する法律案は三月

二十六日、それぞれ付託され、通信委員会におきましては、両法律案について、四月七日策輪郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、参考人を招致し意見を聞くなど、慎重な審査を行い、昨二十二日両法律案について賛成を完了、それぞれ採決の結果、放送法等の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決し、また、電波法の一部を改正する法律案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。(発言する者あり)

なお、放送法等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第九につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十一 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第十一、行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長石井一君。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔石井一君登壇〕

○石井一君 ただいま議題となりました行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、行政改革を推進するための措置の一環として、行政事務の簡素合理化等を図ろうとするもので、その内容は、

第一に、臨時行政調査会の行政改革に関する第二次答申の指摘事項等について、旅券法、公衆電気通信法など三十五法律を改正して、許可可等の整理等を行うこと、

第二は、適用対象が消滅したこと等に伴い、三百二十の法律の廃止を行うこと

であります。

本案は、三月二十六日本委員会に付託され、四

月八日中曾根行政管理局長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、四月二十日には通信委員会との連合審査会を開き、また、二十二日には鈴木内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重に審査を行いました。

質疑は、行政改革に対する政府の基本姿勢、臨調の七月基本答申に対する政府の対処方針、財政再建と行政改革との関連、データ通信回線利用の自由化、三公社、特に、国鉄の経営形態とその合理化、情報公開とプライバシー保護など、広範多岐にわたって行われたのでありますが、その詳細につきましては会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、四月二十二日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党の堀内光雄君から賛成、日本社会党の上田卓三君及び日本共産党の中路雅弘君から反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

出席閣務大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君
農林水産大臣 田澤 吉郎君
運輸大臣 小坂徳三郎君
郵政大臣 箕輪 登君
建設大臣 始関 伊平君
国務大臣 世耕 政隆君
国務大臣 中曾根康弘君
国務大臣 松野 幸泰君

○朗読を省略した議長報告

(議決通知)

一、去る二十日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十三年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和五十三年度政府関係機関決算書

一、去る二十日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

昭和五十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(報告書及び文書受領)

一、去る二十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和五十六年度漁業の動向に関する年次報告

沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和五十七年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書

(理事補欠選任)

一、去る二十日、社会労働委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 田口 一男君(理事森井忠良君去る二十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

角屋堅次郎君

矢山 有作君

坂井 弘一君

伊賀 定盛君

沢田 広君

鈴木 康雄君

地方行政委員

辞任

白井日出男君

田島 衛君

久間 章生君

小杉 隆君

外務委員

辞任

山下 徳夫君

山下 徳夫君

補欠

沢田 広君

伊賀 定盛君

鈴木 康雄君

矢山 有作君

角屋堅次郎君

坂井 弘一君

補欠

久間 章生君

小杉 隆君

白井日出男君

田島 衛君

補欠

山下 徳夫君

山下 徳夫君

山下 徳夫君

山下 徳夫君

社会労働委員

辞任

山下 徳夫君

池端 清一君

北川 石松君

塚田 庄平君

農林水産委員

辞任

菅波 茂君

高橋 辰夫君

神田 厚君

太田 誠一君

野上 徹君

三池 信君

狩野 明男君

工藤 巖君

古賀 誠君

塚原 俊平君

三浦 隆君

商工委員

辞任

天野 公義君

植竹 繁雄君

水田 稔君

菅波 茂君

三池 信君

池端 清一君

池端 清一君

池端 清一君

池端 清一君

補欠

北川 石松君

塚田 庄平君

山下 徳夫君

池端 清一君

補欠

工藤 巖君

野上 徹君

三浦 隆君

古賀 誠君

狩野 明男君

塚原 俊平君

高橋 辰夫君

菅波 茂君

太田 誠一君

三池 信君

神田 厚君

補欠

菅波 茂君

三池 信君

池端 清一君

天野 公義君

植竹 繁雄君

水田 稔君

補欠

矢山 有作君

角屋堅次郎君

関 晴正君

関 晴正君

環境委員

辞任

矢山 有作君

木下敬之助君

神田 厚君

予算委員

辞任

草川 昭三君

坂井 弘一君

川崎 二郎君

堀内 光雄君

中路 雅弘君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

補欠

伊賀 定盛君

神田 厚君

木下敬之助君

補欠

坂井 弘一君

草川 昭三君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

六四三

法務委員		辭任		補欠		法務委員		辭任		補欠	
今枝 敬雄君	上村 千一郎君	龜井 静香君	佐野 嘉吉君	白川 勝彦君	相沢 英之君	平泉 涉君	毛利 松平君	森田 一君	柳沢 伯夫君	上村 千一郎君	佐野 嘉吉君
小林 進君	湯山 勇君	小林 進君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君
大藏委員		辭任		補欠		大藏委員		辭任		補欠	
相沢 英之君	木村 武千代君	中村 正三郎君	平泉 涉君	毛利 松平君	森田 一君	柳沢 伯夫君	上村 千一郎君	佐野 嘉吉君	柳沢 伯夫君	上村 千一郎君	佐野 嘉吉君
外務委員		辭任		補欠		外務委員		辭任		補欠	
今枝 敬雄君	上村 千一郎君	龜井 静香君	佐野 嘉吉君	白川 勝彦君	相沢 英之君	平泉 涉君	毛利 松平君	森田 一君	柳沢 伯夫君	上村 千一郎君	佐野 嘉吉君
文教委		辭任		補欠		文教委		辭任		補欠	
北川 石松君	泰道 三八君	川本 敏美君	玉置 一弥君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君	湯山 勇君
農林水産委員		辭任		補欠		農林水産委員		辭任		補欠	
阿部 昭吾君	中馬 弘毅君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君
商工委		辭任		補欠		商工委		辭任		補欠	
奥田 幹生君	栗山 明君	丹羽 雄哉君	野上 徹君	奥田 幹生君	栗山 明君	丹羽 雄哉君	野上 徹君	奥田 幹生君	栗山 明君	丹羽 雄哉君	野上 徹君
運輸委員		辭任		補欠		運輸委員		辭任		補欠	
北川 石松君	龜井 善之君	植竹 繁雄君	瓦 力君	浦野 休興君	泰道 三八君	中村 喜四郎君	小此木 三郎君	川本 敏美君	倉成 正君	金子 一平君	村山 達雄君
建設委員		辭任		補欠		建設委員		辭任		補欠	
足立 篤郎君	金丸 信君	北村 義和君	白濱 仁吉君	中馬 弘毅君	伊賀 定盛君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君	伊賀 定盛君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君	伊賀 定盛君
環境委員		辭任		補欠		環境委員		辭任		補欠	
土井 たか子君	伊賀 定盛君	土井 たか子君	伊賀 定盛君	土井 たか子君	伊賀 定盛君	土井 たか子君	伊賀 定盛君	土井 たか子君	伊賀 定盛君	土井 たか子君	伊賀 定盛君
予算委員		辭任		補欠		予算委員		辭任		補欠	
奥野 誠亮君	金子 一平君	村山 達雄君	草川 昭三君	竹本 孫一君	浅井 美幸君	伊賀 定盛君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君	伊賀 定盛君	阿部 昭吾君	中馬 弘毅君
内閣委員		辭任		補欠		内閣委員		辭任		補欠	
小渡 三郎君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君	榎 利夫君
法務委員		辭任		補欠		法務委員		辭任		補欠	
塚本 三郎君	三浦 隆君	塚本 三郎君	三浦 隆君	塚本 三郎君	三浦 隆君	塚本 三郎君	三浦 隆君	塚本 三郎君	三浦 隆君	塚本 三郎君	三浦 隆君
農林水産委員		辭任		補欠		農林水産委員		辭任		補欠	
白井 日出男君	浦野 休興君	高村 正彦君	栗田 翠君	木村 守男君	菅波 茂君	森山 欽司君	白井 日出男君	浦野 休興君	高村 正彦君	栗田 翠君	木村 守男君
社会労働委員		辭任		補欠		社会労働委員		辭任		補欠	
池端 清一君	田邊 誠君	塩田 亨君	中村 重光君	小淵 正義君	池端 清一君	田邊 誠君	塩田 亨君	中村 重光君	小淵 正義君	池端 清一君	田邊 誠君

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号 朗読を省略した議長の報告

商工委員

辞任

城地 豊司君
渡辺 貢君
米田 東吾君
利夫君

補欠

米田 東吾君
利夫君
城地 豊司君
渡辺 貢君

通信委員

辞任

森山 欽司君
米田 東吾君
中井 治君
村上 弘君
木下敬之助君
高村 正彦君
城地 豊司君
栗田 翠君
栗田 翠君

補欠

高村 正彦君
城地 豊司君
木下敬之助君
栗田 翠君
中井 治君
森山 欽司君
米田 東吾君
村上 弘君

建設委員

辞任

横山 利秋君
八木 昇君

補欠

八木 昇君
横山 利秋君

科学技術委員

辞任

八木 昇君
山本 幸一君
五十嵐広三君
竹内 猛君

補欠

竹内 猛君
五十嵐広三君
山本 幸一君
八木 昇君

環境委員

辞任

天野 公義君
土井たか子君
木下敬之助君
小渡 三郎君

補欠

小渡 三郎君
山本 幸一君
塚本 三郎君
天野 公義君

山本 幸一君
塚本 三郎君
土井たか子君
木下敬之助君

予算委員

辞任

稲葉 誠一君
大原 亨君
池端 清一君
田邊 誠君

補欠

田邊 誠君
池端 清一君
大原 亨君
稲葉 誠一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
交通安全対策特別委員

辞任

新盛 辰雄君
井上 泉君

補欠

井上 泉君
新盛 辰雄君

(議案提出)

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案

一、去る二十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
離島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

(議案付託)
一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出第七八号)

(議案送付)
一、去る二十日、衆議院に送付した内閣提出案は

次のとおりである。

漁業再整備特別措置法の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律案
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約の締結について承認を求めるの件
道路運送車両法の一部を改正する法律案

一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。
離島振興法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

(答弁書受領)
一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員青山丘君提出在日韓国人に対する行政差別に関する質問に対する答弁書

在日韓国人に対する行政差別に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十七年三月二十五日 提出者 青山 丘

衆議院議長 福田 一殿
在日韓国人に対する行政差別に関する質問主意書

現在日本に居住する在日外国人の中で、そのほとんどの割合を占めるのが在日韓国人であり、六十七万在日韓国人のうち八十五%以上の人々が日本生まれの二世・三世である。

彼らは、日本国民と同じ環境のもとで同じ義務を果たして生活しているが現状は、日本国民と同じ権利を享受することは許されていない。在日韓国人に対する差別は残念なことにもまだ根深いものがある。

特に行政上における差別は、ここ数年来わずかながら改善されてきたとはいえず、在日韓国人の生活を安定させるものとはいえない。

日本で居住せざるを得なかった彼らの特殊な歴史的背景にかんがみ、政府は在日韓国人の居留上における権利確立のための諸施策を、更に推し進める必要があると考えられる。よって以下の点につき質問する。

一 外国人登録法について
政府は外国人登録制度の合理化を図るために、外国人登録法(以下「外登法」と言う。)の一部改正案を今国会に提出したが、外国人登録証明書(以下「証明書」と言う。)の申請及び引替交付の年齢制限を現行十四歳より十六歳に引き上げ、証明書の切替交付を三年から五年に伸ばするなど、これら改正点は在日外国人の手続きの煩雑さを緩和するという見地からは評価できる。

しかしながら、一般の外国人とは異なる特殊な背景を持つた在日韓国人の場合、今更その背景までも言及する必要はなからうが、彼らの立場を理解した上で細部にわたって考慮すべきであると思われる。よつて次の事項を明らかにされたい。

1 外登法第十三条により外国人は証明書の常時携帯を義務付けられているが、これに関しては国会の場でも多くの議論が交わされてきたところである。従来より政府は、常時携帯ということの解釈はいわば常識的な範囲内とし、在日韓国人に関しては、外国人である限り日本に在留する外国人については全く平等にこの制度を適用するという見解を示している。

常識的な範囲内での常時携帯ということであつても、街頭で不確かな日本語で大声を出していたということだけで証明書の提示を求められた例もある程である。

日常、証明書携帯に関するトラブルで最も多いのは、交通取締り警官から運転免許証と合わせて証明書の提示を求められる場合であるが、そもそも証明書がなければ運転免許は取得できないわけであつて、換言すれば免許証を持つてゐることそのもので証明書は不要と考えることもできる。運転免許証の提示即ち証明書不要は極論であるけれども、他の場合であつても、証明書の常時携帯・提示というのは今や実質上何の意味も持たないと思われる。よつて常時携帯・提示義務を廃止あるいは一部改正すべきと考えるがどうか。

また、廃止すべきでないとするれば在日外国人

人に平等に適用するという原則ではあつても、特殊な事情を持つた在日韓国人に対しては例外的措置をとるべきと思われるがどうか。政府の見解を示されたい。

2 前項の携帯・提示義務と合わせて指紋押なつ義務についても、かねてより廃止・改正の声が多かつた。

およそ外国人である限り、在日外国人として登録する制度は必要であつても、犯罪人を連想させるかのごとき指紋押なつ制度は早急に改善すべきである。そもそも押なつ義務の目的というものは、外国人登録証明書の偽造・変造を防止するというところであるが、それならば何も切替交付などの度ごとに押なつする必要はないと考えられる。今回法改正がされて五年ごとになるとはいえ、指紋は万人不同・終生不変のものであつて、新規登録の際原簿に記録をしておけば、引替交付・再交付・切替交付の申請の場合それを照合するだけで確認はできるのではない。証明書所持者自身が、正当な所持者であることを証明する手段として指紋押なつ制度が必要かつ不可欠のものであるならば、果たして押なつはどこまで必要か現行制度の見直しを望むものであるがどうか。見直しをする意向があるならば具体的にどのように見直すつもりか合わせて見解を示されたい。

8 現行の外国人登録事項は二十項目の多数に及び非常に煩雑を極めている。住民基本台帳法は外国人には適用されないが、「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ」(外登法第一条)るために外登法があるのであつ

て、その精神は日本国民における住民基本台帳と同趣旨と考えることもできる。この見地からその登録事項を住民基本台帳並みに簡素化すべきであると考えられる。

「職業」「勤務所又は事務所の名称及び所在地」についての登録は、在日韓国人に対する企業並びに事業所の偏見の差別によつて変更事項がかなり頻繁であると聞く。これらの事項を踏まえ、前述の見地から登録事項簡素化が必要と思われるがどうか。

二 退去強制並びに潜在居住者の処遇について

1 協定永住権者及び永住者の退去強制処分は、いかなる場合においても本人の意志に反してあつてはならないものであり、さすれば現行の永住権は単に名目上のものになつてしまふとも限らない。特に在日韓国人の場合、その特殊性により居住の条件が永住となつたものであつて、退去強制処分は速やかに廃止すべきである。見解を示されたい。

2 現在、潜在居住者いわゆる不法入国者ばかりの数のにのぼると言われており、在日韓国人の場合その数は数万人とも言われているが、もとより正確な数は把握する術もない。しかしながら、彼らを単なる密入国者として処理するには人道に余りにも問題があると思われる。つまり、戦後の混乱の際離散した親族を頼つて入国した者もいるわけで、長期にわたり日本に滞在している者も少なくないと伝へ聞く。日本に生活基盤を持ち真面目に働く潜在居住者については、人道的見地から彼らの人権を保障すべくその処遇を望むものであるがどうか。

三 公務員採用について

国家公務員法・地方公務員法上、日本国籍を有しない者の公務員就任禁止規定はない。この点に関して従来よりさまざまな議論がなされてきたわけであるが、昭和五十四年四月十三日付「在日韓国・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問に対する答弁書」(以下「答弁書」と言う)において政府は、「従来から、公務員に関する当然の法理として公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としないものと解している。このことは、国家公務員のみならず、地方公務員の場合も同様である。」との統一見解を出している。

しかしながら、現に数多くの公的機関で公務員募集要項に国籍条項を明記しており、日本国籍の有無が公務員の就任に必要とされる能力であるかどうか疑問の生ずるところである。在日外国人の公務員就任について論ずる時、「公務員に関する当然の法理」という曖昧模糊とした原則のみが前面に押し出されて、具体的な論議がなされないのが現状である。在日韓国人に対する根強い差別感という事実を直視して、「公務員に関する当然の法理」原則だけを楯に、及び腰で対処しようとするかのごとき政府の態度であるが、次の事項につき明らかにされたい。

1 「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員」について、地方公務員の場合はその判断を当該地方公共団体に委ねているが、国家公務員の場合、具体的にはどのような職種・職階を指すのか。また、そ

の職種・職階がいかなる基準・根拠をもつて規定されるのか明らかにされたい。

2 先の答弁書において、地方公務員採用について政府は「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる地方公務員であるかどうか」については、「当該地方公共団体において具体的に判断されるべきもの」としている。また、日本国籍を有しない者を「任用するかどうかは、当該地方公共団体において判断されるべきもの」という見解を出している。即ち、政府としては任用についての判断を地方公共団体に委ねたものと理解できる。

しかしながら、各地方公共団体における地方公務員受驗資格の中に国籍を明記してあるのは、任用するしない以前の問題、受驗すらさせてくれないという意味である。実際、国籍条項を撤廃あるいは明記しない自治体は数多くあり、現業専門の分野で活躍する在日韓国人も少なくはない。が、数の上からはまだまだ受驗資格の中に国籍条項を明記している自治体の方が圧倒的に多く、このことが一般私企業における就職差別を助長させていることは明らかである。政府が地方公共団体に判断を委ねると言つても、このように各自治体によつて対応が異なるのをどう見るか。

また、明言を避けて地方へ責任を転嫁したかのごとき印象を受ける答弁書における政府の見解は、今後将来にわたつても変わるものがないものと看做しても良いものかどうか併せて示されたい。

四 国民年金適用について

本年一月一日より外国人に対して国民年金

法が適用され、三十五歳未満の人たちは加入できるようなつたが、三十五歳以上の約二十五、六万人は加入しても二十五歳の加入必要期間を満たすことができないため、事実上積残された状態にある。昨年の国民年金法一部改正の審議の際、この点についてもかなり議論されたが、政府側の答弁は「検討する」の一言で具体的方向すら示すことはなかった。

在日韓国人の場合、戦前から日本に居住しているかあるいは歴史的経緯の中で日本に居住せざるを得なかつた高齢者の人々にこそ社会保障という手を差伸べるのが日本人としての義務ではなからうか。国民年金全面適用に向けて経過措置なり特例措置なり、何らかの施策を講ずる必要があると考えられるが具体的な考えを示されたい。

内閣衆議院九六第七号

昭和五十七年四月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員青山丘君提出在日韓国人に対する行政差別に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山丘君提出在日韓国人に対する行政差別に関する質問に対する答弁書

一 について

1 外国人登録法が我が国に在留する外国人に対して登録証明書の常時携帯義務を課しているのは、外国人登録法の目的の一端が我が国

への外国人の不法入国を防止、摘発することにあることから必然的に帰結される措置である。すなわち、外国人に対しては、我が国に在留する事実を登録させるだけでなく、それを証明する文書を携行せざるという制度がなければ、国籍、氏名すら特定できないのが通例である不法入国者を多数の外国人の中から発見し、取り締まることは到底不可能である。諸外国においても、登録証明書、滞在許可証等我が国の登録証明書に類似する文書の携帯を要求する制度を設けているが、これは同じ発想に立脚するものといえる。

したがって、登録証明書の常時携帯義務を一定の場合又は一部の外国人について免除する等の措置を講ずることは、この制度の意味を没却し、外国人登録法の目的を遂行することを不可能ならしめるものといわなければならない。

2 外国人登録法は、我が国に引き続き一年以上在留する外国人に対し、新規登録等の申請に際して指紋の押なつ義務を課している。これは、指紋が申請人の同一人性を確認する上で絶対的な資料であることにかんがみ、法は指紋制度を採用することによつて登録の正確性を保持し、また、登録証明書の不正発給や偽・変造等を防止することとしたものである。外国人登録が指紋制度に依存せざるを得ないことは、年間約二万五千件にのぼる氏名、生年月日、本籍地等の訂正申立がある事実が示すとおり、在留外国人の身分を特定するためには不可欠な登録事項すら登録記録上しはば変更を余儀なくされる事情にあること

による。また、外国人自身にとつても、指紋制度の裏付けによつて自らが登録証明書の正当な所持人であり、我が国に適法に在留する者であることを確実に証明し得る利便がある。ちなみに、指紋制度実施前は登録証明書の不正入手事案が数万件の単位で発生したが、指紋制度実施後はこの種不正入手事案等はまれにしか発生していない。

今回の外国人登録法の改正に当たっては、このような指紋制度の果たしている役割等についても十分に検討を加えたが、制度を維持することが必要であるとの判断に達したものである。

3 外国人登録制度は、外国人の居住関係及び身分関係を明確に把握する必要上、二十の項目について登録義務を課しているが、登録事項の多くは、我が国において確認することが困難な事項である。したがって、外国人について戸籍を前提とする住民基本台帳法のような制度を設けることは、本来的に無理があるといわなければならない。

また、登録事項のうち、「職業」及び「勤務所又は事務所の名称及び所在地」については、在留外国人の資格外活動の規制等のため、重要な登録事項である。

二 について

1 我が国の利益又は公安を著しく害した外国人に対して退去を強制できる制度は主権国家として当然堅持すべき制度であり、たとえ永住許可を与えられた韓国人といえどもその例外とすべきではない。

しかしながら、これらの者については、永

住許可が与えられた歴史的、地縁的背景等を考慮し、退去強制事由に該当する外国人であっても、出入国管理及び難民認定法第五十条に定める在留特別許可の許可の判断に当たっては、特に人道的配慮を行つてゐる。

なお、永住許可を取得した外国人が通常の善良な生活をしてゐる限りにおいては退去強制制のおそれは全くないのであるから、現行の退去強制制度によつて永住権が名目的のものになつてしまふことはない。

2 不法入国者の我が国における生活基盤は違法行為の上に築かれた生活関係であり、退去強制されるのが原則である。また、不法入国後長期我が国に居住した事実をもつて一律に在留特別許可を与えることとした場合、不法入国を助長することにもなりかねない。

しかしながら、日本人又は永住外国人との間に家族関係を築いてゐる者等特別に考慮すべき事情がある者については、事案に応じてできる限りの人道的配慮を行い、その者の在留を特別に許可することとしている。

三について

1 公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員であるかどうかは、その占める官職の職務内容を検討して個別具体的に判断すべきものであり、一般的にその範囲を確定することは困難である。

2 昭和五十四年四月十三日付け「在日韓国・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問に対する答弁書」において述べた日本国籍を有しない者の地方公務員への任用に関する政府の見解は、今日においても変える考えはない。

したがつて、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる地方公務員であるかどうか及びこのような地方公務員以外の地方公務員に日本国籍を有しない者を任用するかどうかについては、それぞれの地方公共団体の実情に依り、当該地方公共団体において判断されるべきものと考ええる。

四について

高齢で国民年金に新たに加ふることとなる外国人についてのみ老齢年金の受給資格期間等についての特例措置を講ずることは、国民年金法上外国人を日本人より有利に扱うこととなるので、適当でない。

また、在日韓国人については、歴史的な特別な事情があることは承知しているが、国民年金制度が一般的な社会保障制度であることから、他の外国人と区別して特例措置を講ずることは、適当でない。

なお、外国人に限らず老齢年金に結びつかない者の取扱いについては、国民年金制度のみならず公的年金制度全体の将来の在り方にかかわる問題であると考えている。

右答弁する。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十七年二月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

農用地開発公団法の一部を改正する法律

農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 公団は、前条の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 国際協力事業団その他政令で定める者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上にある海外の地域における農業開発（次号において「海外農業開発」という。）に関する調査その他の業務（国際協力事業団以外の者の委託に基づく場合にあつては、政令で定めるものに限る。）を行うこと。

二 前号の業務に関連して必要な海外農業開発に関する情報の収集及び整備を行うこと。

第二十條第一項中「前条」を「第十九条」に改める。

第二十六條第一項中「又は同条第三項」を「同条第三項」に改め、「譲渡」に関する業務の下に「又は第十九条の二の業務」を加える。

第四十五條第一号中「第十九条第二項」の下に「第十九条の二第一号」を加える。

第四十七條中「三万円」を「十万円」に改める。

第四十八條中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十九条」の下に「第十九条の二」を加える。

第四十九條中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

海外農業開発の円滑な推進に資するため、農用地開発公団が国際協力事業団等の委託に基づく海外農業開発に関する調査その他の業務を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農用地開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
農用地開発公団は、従来の業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができることとする。

1 国際協力事業団その他の者の委託に基づき、農林水産大臣の認可を受けて、開発途上地域における農業開発に関する調査その他の業務を行うこと。

2 1の業務に関連して必要な開発途上地域における農業開発に関する情報の収集及び整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、海外農業開発の円滑な推進に資するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十七年度一般会計予算（農林水産省所管）に農用地開発公団に対する海外農業開発調査費補助金として一億三百五十八万円が計上さ

れている。
右報告する。

昭和五十七年四月二十日

農林水産委員長 羽田 孜

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

農用地開発公団法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、食糧の長期にわたる安定確保を図るため、国内自給力の向上に資する各種施策を整備拡充するとともに、公団の海外農業開発協力にかかるとともに、熱帯地域等の農業に関する試験研究の促進に努めること。

記

一 開発途上国における食糧増産と農業振興の重要性にかんがみ、政府開発援助の推進にあつては、農業分野における協力を一層拡充するとともに、熱帯地域等の農業に関する試験研究の促進に努めること。

また、協力の実施は、相手国の要請に即してその自主性を尊重し自助努力を助長する方法で進めること。

二 公団の海外農業開発協力業務については、国際協力事業団と密接な連携を保ちつつ、その円滑かつ効率的な実施が図られるよう、人材の養成等必要な業務体制の整備に努めるとともに、当該業務に従事する職員勤務条件等が従来業務に比し不利益となることのないよう配慮すること。

三 農畜産物濃密生産団地建設事業については、これが食糧自給力の向上と畜産業の健全な発展に寄与している実情にかんがみ、今後とも同事

業の促進に努めること。
右決議する。

種苗法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年三月十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

種苗法の一部を改正する法律

種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十三条の二を次のように改める。

(外国人に関する特例)

第十二条 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、品種登録を受けることができない。

一 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国民が品種登録を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に關する保護を認める場合

二 その者が住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に關する国際条約の同盟国(同条約第三十四条の二の規定によ

り日本国がその国との関係において同条約を適用することとされている国を含む。以下「同盟国」という。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に關する保護を認める場合(前号に掲げる場合を除く。)

(優先権)

第十二条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができ。

一 同盟国に対する第七條第一項の出願に相当する出願(以下「同盟国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民若しくは同盟国に属する者又は日本国若しくは同盟国に住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する者に限る。)

二 前条第一号に規定する国であつて日本国民に對し日本国と同一の條件により優先權の主

張を認めるもの(同盟国を除く。以下「特定国」という。)

に對する第七條第一項の出願に相當する出願(以下「特定国出願」という。)

場合には、同盟国への出願日又は特定国への出願日から第七條第一項の出願をした日までの間にされた当該出願に係る品種と同一の品種についての出願、公表、譲渡その他の行為は、当該出願についての品種登録を妨げる事由とはならない。

第十二条の十二の次に次の一条を加える。

(条約の効力)

第十二条の十三 新品种の保護に關し条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

附則

1 この法律は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に關する國際條約が日本國について効力を生ずる日から施行する。

2 改正後の種苗法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日以後にされる新法第七條第一項の出願から適用し、同日前にされた出願については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。)第十二条の二の特定国出願をした者又はその承継人が、この法律の施行後において、同条の特定国への出願日の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき新法第七條第一項の出願をする場合(新法第十二条の二第一項各号に該当する場合を除く。)

4 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる

出願に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十年十二月二日の植物の新品種の保護に関する國際條約の締結に伴い、品種登録を受けることができる外國人の範圍等につき所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、千九百七十八年の植物新品種保護國際條約の締結に伴い、品種登録を受けることができる外國人の範圍等につき所要の改正を行うものとして、その主な内容は次のとおりである。

1 品種登録を受けることができる外國人として、日本國民を保護する國の國民のほか、新たに、條約加盟國に住所若しくは居所又は營業所を有する者についても品種登録を受けることができることをすること。

2 外國に品種登録の出願をした者が、その後一年以内にその品種について我が國へ出願をする場合には、優先権を主張することができることとし、優先権を主張したときは、その外國への出願の日から我が國への出願の日までの間に、同一品種についての出願、公表、

譲渡がされても品種登録は妨げられないものとする。

3 條約に別段の定めがあるときは、その規定によるものとする。

4 この法律は、新品種保護條約が日本國について効力を生ずる日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、國內における育種の振興と種苗の國際交流の円滑化等を図る措置として妥當と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に對し、別紙のとおり附帶決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十七年四月二十日

農林水産委員長 羽田 孜

衆議院議長 福田 一 殿

〔別紙〕

種苗法の一部を改正する法律案に對する附帶決議

政府は、本制度が國內における育種の振興と農業生産の向上等に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たっては、制度の円滑な運用が図られるよう左記事項の実現に努めること。

記

一 植物の新品種の保護に関する國際條約へ加盟するに当たっては、その制度の周知徹底を図る等種苗の國際交流の円滑化に努めること。

二 登録品種が増加していることにかんがみ、農業者の品種選定が適切に行われるよう必要に

じ優秀な新品種の普及・奨励に努めること。

三 優秀な新品種の育成を推進するため、育種素材としての遺伝資源の収集・保存等試験研究体制の充実に努めること。

四 良質な種苗の生産、流通に資するため、指定種苗の生産等に関する基準の適正な運用及び種苗検査の厳正な実施に当たること。

右決議する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年二月十九日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を國民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合、この限りでない。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

第二条 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の三第一項」に改める。

第二十四条第一項中「非常勤消防団員又は非常勤の水防団長若しくは水防団員に係る」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(國民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

2 國民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)第五条第一項(給付の種類)に規定する傷病給付、障害給付及び遺族給付で年金として給されるもの(同法第十条の規定を準用する他の法律に基づく給付でこれらに相当するものを含む。)並びに消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六条の三第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)水防法第三十四条(第十七条の規定により水防に従事した者)に對す

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案及び同報告書 土地区画整理法の一部を改正する法律案及び同報告書

六五〇

る災害補償)及び災害対策基本法(昭和三十三年法律第二百二十三号)第八十四条第一項(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)の規定に基づく条例(水防法第三十四条の規定に基づく水害予防組合の組合会の議決を含む。)による補償で年金として給されるもの

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、警察官の職務に協力援助し、又は消防作業等に従事し災害を受けた者等に係る年金である給付又は補償を受ける権利を担保として小口貸付けを受けるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、警察官の職務に協力援助し、又は消防作業等に従事して災害を受け、年金である給付又は補償を受けている者について、子女の誕生、入学、結婚等の一時的出費を必要とする事由が生じた場合に、年金である給付又は補償を受ける権利を担保として小口貸付けを受けることができる方途を講ずるため、年金である給付又は補償を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することを認め、小口貸付けを受けることができるよう措置するものである。

二 議案の可決理由

警察官の職務に協力援助し、又は消防作業等に従事し災害を受けた者等に係る年金である給付又は補償を受ける権利を担保に供することができるものとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

昭和五十七年四月二十日

地方行政委員長 中山 利生

衆議院議長 福田 一殿

土地区画整理法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十七年三月十二日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

土地区画整理法の一部を改正する法律

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

目次第一章に係る部分を次のように改める。

第一章 総則(第一条—第三条の五)

目次中「第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長第六十六条—第七十一条」を「第五節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長第六十六条—第七十一条」を「第五節 地方住宅供給公社(第七十一条の二—第七十一条の六)に改める。

第一章中第三条の四を第三条の五とし、第三条の三の次に次の一条を加える。

(地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業)

第三条の四 地方住宅供給公社は、建設大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、

都道府県知事)が地方住宅供給公社の行う住宅の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ当該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することが著しく困難であると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

第四十一条第二項中「十円以下」を「督促状の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下」に改める。

第七十条第一項中「本節」を「この条」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を削る。

第二章に次の一節を加える。

第五節 地方住宅供給公社

(施行規程及び事業計画の認可)

第七十一条の二 地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、第三条の四の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣(市のみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

2 地方公社が第三条の四の規定により施行する土地区画整理事業については、市のみが設立した地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九条第一項に規定する認可と、その他の地方公社にあつては前項に規定する認可をもつて同条第二項に規定する認可とみなす。第四条第二項ただし書の規定は、この場合に準用する。

(施行規程及び事業計画)

第七十一条の三 地方公社は、前条第一項に規定

する認可の申請をしようとする場合においては、第三項の規定により聴取した地方公共団体の長の意見を記載した書類を認可申請書に添付しなければならない。

2 第五十三条第二項の規定は、前条第一項の施行規程について、第六条の規定は、同項の事業計画について準用する。

3 地方公社は、前条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、当該事業計画について、あらかじめ、施行地区となるべき区域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された施行規程及び事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

6 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、遅滞なく、当該意見書について都市計画地方審議会の意見を聴き、その意見を付して、これを建設大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものである場合においては、これを建設大臣に送付することを要しない。

7 都道府県知事は、第五項の期間内に地方公社

(市のみが設立したものを除く。)が定めた施行規程及び事業計画について意見書の提出がなかつた場合においては、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

8 建設大臣(市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係る意見書については、都道府県知事)は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、地方公社に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採用すべきでないとする場合においては、その旨を意見書提出した者に通知しなければならない。

9 前項に規定する意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10 地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合(政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。)においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行うべきものとする。

11 建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区(施行地区を工区分けする場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。)その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

12 市町村長は、第百三条第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

13 地方公社は、第十一項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 地方公社は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設大臣(市のみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。

15 第一項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとする場合について、第三項から第十項までの規定は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)について、第十一項から第十三項までの規定は、前項に規定する認可をした場合について準用する。

この場合において、第一項、第三項、第四項及び第十一項中「前条第一項」とあるのは「第十四項」と、第十一項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、「施行地区及び設計の概要を」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要を」と、第十三項中「施行規程及び事業計画をもつて」とあるのは「施行規程又は事業計画の変更をもつて」と読み替へるものとする。

(土地区画整理審議会)
第七十一条の四 地方公社が施行する土地区画整理事業ごとに、地方公社に土地区画整理審議会(以下この節において「審議会」という。)を置く。
2 施行地区を工区分けた場合においては、審

議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条から第六十四条までの規定は、前二項の規定により置かれる審議会について準用する。この場合において、第五十八条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「地方住宅供給公社理事長」と、第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは「地方住宅供給公社」と読み替へるものとする。

(評価員)
第七十一条の五 第六十五条の規定は、地方公社が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「地方住宅供給公社理事長」と、同条第一項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「地方住宅供給公社」と読み替へるものとする。

(審議会の委員及び評価員の公務員たる性質)
第七十一条の六 審議会の委員及び前条において準用する第六十五条第一項の規定により選任される評価員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十二条第一項中「又は市町村長」を、「市町村長又は地方住宅供給公社理事長(以下「地方公社理事長」という。))に改める。

第七十三条第一項中「若しくは市町村」を、「市町村若しくは地方公社」に、「同条同項又は第六項」を「同項又は同条第六項」に、「因り」を「より」に改め、同条第四項中「若しくは市町村長」を、「市町村長若しくは地方公社理事長」に、「前条第一項

又は第六項」を「同項又は同条第六項」に、「因り」を「より」に改める。

第七十四条中「若しくは市町村長」を、「市町村長若しくは地方公社理事長」に改める。

第七十五条の見出しを(専門的技術等に関し必要な措置)に改め、同条中「建設大臣に対し」の下に「地方公社は建設大臣、都道府県知事及び市町村長に対し」を加え、同条に次の二項を加える。

2 建設大臣は、仮換地の指定及び換地処分の適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、広く当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとする。この場合において、建設大臣は、政令で定めるところにより、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行うことができる。

3 前項後段の技術検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第七十六条第一項中「左の」を「次の」に、「たい積」を「たい積」に改め、同項に次の一号を加える。

四 地方公社が施行する土地区画整理事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は事業計画の変更の認可の公告

第七十八条第三項中「若しくは市町村長」を、「市町村長若しくは地方公社理事長」に、「前条第一項又は第六項」を「同項又は同条第六項」に改める。

第七十九条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三条の四」に改める。

第八十六条第一項中「又は市町村長」を、「市町村長又は地方公社理事長」に改める。

第八十八条第六項中「又は第四項」を「若しくは

第四項又は第三條の四に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十一條第一項、第九十二條第一項並びに第九十三條第一項及び第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に改める。

第九十五條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「と畜場」を「と畜場」に、「じんかい焼却場」を「ごみ焼却場」に改め、同項第三号中「養老施設」を「養護老人ホーム」に改め、同条七項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第九十六條第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「こえる」を「超える」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に改める。

第九十七條第一項中「又は市町村長」を「市町村長又は地方公社」に改める。

第九十八條第三項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第九十九條第三項中「又は市町村長」を「市町村長又は地方公社」に改める。

第一百零四條第九項中「第二項又は第三項の規定による」を「第三項まで又は第三條の四の規定により施行する」に、「同条第四項の規定による」を「第三條第四項の規定により施行する」に改める。

第一百零八條第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第一百九條第一項中「又は第四項」を「若しくは第

四項又は第三條の四」に、「因り」を「より」に改める。

第一百十條第三項中「第四項まで」の下に「又は第三條の四」を加え、「附した」を「付した」に改め、同条第四項中「又は第四項の規定による施行者は政令で」を「若しくは第四項又は第三條の四の規定による施行者は施行規程で」に、「十円以下」を「督促の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下」に改め、同条第五項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三條の四」に改め、同条第八項中「第四項まで」の下に「又は第三條の四」を加え、「同条第二項」を「第四十二條第二項」に改める。

第一百十八條第一項中「第二項又は第三項」を「第三項まで又は第三條の四」に改める。

第一百二十條を削り、第一百十九條の二第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条を第一百二十條とし、第一百十九條の次に次の一条を加える。

第一百十九條の二 地方公社は、地方公社が施行する土地区画整理事業の施行により利益を受けるる土地区画整理事業の施行により利益を受けるる土地公共団体に對し、その利益を受けるる限度において、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、地方公社と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項に規定する協議が成立しない場合においては、当事者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣は、当事者の意見を聴くとともに、自治大臣と協議しなければならない。

第一百二十七條第十号を同条第十二号とし、同条

第九号の次に次の二号を加える。

十 第七十一條の二第二項又は第七十一條の三第十四項の規定による認可

十一 第七十一條の三第八項（同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定による通知

第一百二十七條の二第一項中「又は都道府県」を「都道府県又は地方公社に」、「又は市町村」を「市町村又は市のみが設立した地方公社に」、「都道府県がした処分」を「都道府県又は地方公社（市のみが設立したものを除く。）がした処分」に改める。

第一百二十八條第四項中「第十三條第三項」を「第十條第三項」に、「又は第六十九條第九項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）を「第六十九條第九項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）又は第七十一條の三第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第一百三十條第一項中「第七十條第三項」の下に「及び第七十一條の四第三項」を加え、「あわせて」を「併せて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百三十六條中「事業計画」を「事業計画」に改め、「場合において」の下に「地方公社（市のみが設立したものを除く。）は第七十一條の二第一項の事業計画を定め、又は変更しようとする場合において」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

する。ただし、第七十五條の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

2 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十一條第三項中「住宅・都市整備公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を、「当該公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を加える。

第二十一條第一項中「第三條の三第一項」を「第三條の四」に改める。

（住宅・都市整備公団法の一部改正）

3 住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「第一百十九條の二」を「第二十條」に改める。

理由

土地区画整理事業を推進するため、地方住宅供給公社を施行者に加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

土地区画整理法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、土地区画整理事業の一層の推進を図るため、地方住宅供給公社を土地区画整理事業の施行者に加えるとともに、土地区画整理事業の換地計画に関し専門的技術を有する者の養成

確保等の措置を講じようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、土地区画整理事業の円滑な施行を確保しつつ、その一層の推進を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年四月二十一日

建設委員長 村田敬次郎
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

土地区画整理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 宅地の確保と地価の安定に努めるとともに、土地区画整理事業（以下「事業」という。）によつて、国民に良質低廉な住宅、宅地が速やかに供給されるよう、地権者の意志を尊重しつつ事業終了後の未利用地の有効利用の促進を図り、併せて、保留地予定地の譲渡の円滑化を図るため、その担保措置について検討すること。
- 二 地方住宅供給公社は、地域の実情に即した住宅、宅地の供給の促進に努めるとともに、国及び地方公共団体はこれらの家賃及び譲渡価格の抑制に資するための援助に努めること。
- 三 事業の公正かつ適正な実施を図るための指導を十分に行うとともに、事業にともなう道路、公園等の整備に係る減歩の軽減を図るため、補助の拡大等に努めること。
- 四 換地計画にかかわる技術検定の実施に当たつては、公正確保に努めるとともに、技術検定合格者に対し、排他的、独占的権限を与えるような指導を行わないこと。

また、地方公共団体は、関係職員の資質の向上を図り、技術援助の要請等に応じよう努めること。

上を、技術援助の要請等に応じよう努めること。

五 既成市街地の事業に当たつては、安全・快適な都市構造を確立するため、防災・不燃化等の他の施策を併せ講ずるよう努めること。

離島振興法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

提出者

建設委員長 村田敬次郎

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

離島振興法に基づく事業計画の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限を更に十年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千二百億円の見込みである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年三月十三日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

7 前各項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる十六億六千六百七十万ドルの範囲内において、出資することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるに伴い、当該出資の額の増額に應ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

議案の要旨及び目的

本案は、国際復興開発銀行への出資額が増額されることとなるに伴い、我が国が同銀行に出資するための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

政府は、国際復興開発銀行に対し、同銀行設立協定第二条第二項(a)に規定する合衆国ドル（一九四四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドル）による十六億六千六百七十万ドル（二十億千六十二万現行合衆国ドル）の範囲内において、追加出資することができるとする。

なお、右の追加出資の内容は、その九二・五％は、特定の場合に同銀行の請求をまつて払込みが行われる請求払資本であり、残りの七・五％は払込資本である。払込資本については、現金（〇・七五％分及び国債（六・七五％分）をもつて払い込むこととされている。

二 議案の可決理由

国際復興開発銀行の業務の重要性にかんがみ、我が国が、同銀行の資金基盤を強化するための一般増資に応じ、追加出資を行うための措置を講ずることとする本案は、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本案施行に要する経費

昭和五十七年度一般会計予算に、国際復興開発銀行出資に必要な経費として、三十四億二百万円（現金出資分が計上されている。）を右報告する。

昭和五十七年四月二十一日

大蔵委員長 森 喜朗
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。

- 一 南北問題解決のため、資金協力のほか技術提供を含めて、友好関係の維持発展にさらに努めること。
- 一 開発援助の効率、効果を一層高めるため、発展途上国の立場を十分尊重しつつ、協力するよう努めること。
- 一 開発途上国の貿易収支の悪化等に配慮しつつ、国際協調の立場から、民生安定のために一層努めること。
- 一 国際機関の活動に対して、日本人がより一層の貢献をなし得るよう配慮すること。

一 国際復興開発銀行の業務の重要性にかんがみ、我が国が、同銀行の資金基盤を強化するための一般増資に応じ、追加出資を行うための措置を講ずることとする本案は、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十七年三月十三日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「第一条の十四」を「第一条の十五」に改める。
第一条の十四第九項中「この項において」を削り、「その者を」と「その者は」に、「者とみなして」を「ものととして」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十七年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給（同条第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定した年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合）にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

六五四

うち実在職した期間が最短期間年金に達している年金に限る。次項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の年数から最短期間年金の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分分の二）に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分分の二）とあるのは「三分分の二」と、同項第二号中「六百分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二）とあるのは「六百分の一」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十九万二千百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十九万二千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 七十九万二千百円
ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年金に達しているものに係る年金 五十九万二千七百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上のものに係る年金（イ及びロに掲げる年金を除く。） 四十七万四千二百円
ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十九万五千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十一万三千八百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十七年五月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円
二 遺族である子二人以上を有する場合 二

十一万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 十二万円

6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十五第五項各号の一」と、「第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十五第一項から第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十五第五項」と読み替へるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額（その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が五十二万円に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を、五十二万円に改定する。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。

9 前条第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特別規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 第一項から第三項まで又は第九項の規定により年金額を改定された旧法の規定による退職年金に相当する年金で、その額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十八の仮定俸給の額が三十四万六千八百七十円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、第一項から第三項まで又は第九項の規定による改

定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十四」を「第二条の十五」に改める。

第二条の十四第十一項中「その年金の額の算定に關し一定の年齢以上の者について特別の定めをしてゐるもの」を「年齢特別規定」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給(同条第七項の規定又は同条第十二項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金)については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき(仮定俸給)に對する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と読み替へるものとする。

2 第一条の十五第二項の規定は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達してゐる年金に限る。以下この項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第

二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二条の十五第二項の規定により読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十三に定める障害の等級に對する年金額(障害の等級が一級又は二級に該當するものにあつては、二十一万円を加えた額)

二 殉職年金 百二十万三千円

三 障害遺族年金 九十三万四千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。

5 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十四万四千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき四万二千円(配偶者である扶養親族がない場合に於ては、そのうち一人に限り九万六千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

6 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

11 第一条の十四第九項の規定は、障害年金、殉職年金又は障害遺族年金を受ける者で、前

用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円(そのうち二人までについては、一人につき四万二千円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額(第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相當する額を控除した額)が、次の各号に掲げる当該年金の区分に應じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十四に定める障害の等級に對する年金額(障害の等級が一級又は二級に該當するものにあつては、二十一万円を加えた額)

二 殉職年金 百二十二万四千円

三 障害遺族年金 九十五万五千円

8 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

9 第五項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替へるものとする。

10 第六項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するもののこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替へるものとする。

12 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

各項の規定のうち年齢特別規定に規定する年齢に達してゐないものについて準用する。

第三条の十四の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の十五 第一条の十五の規定は前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。)の額の改定及び当該改定に係る年金の支給の停止について、第二条の十五の規定は前条の規定の適用を受けた年金(第三条第二項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第十条の五」を「第十条の六」に改め、同条第五項中「及び第十条の五第二項」を、第十条の五第二項及び第十条の六第四項に改める。

第十条の五第一項中「遺族年金」の下に「(次条において「昭和五十五年三月三十一日以前の年金」という。)を加え、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の六 昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項及び第五項の規定の適用を受ける者を除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(当該期間内において、給与に關する法令(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)の新法第二条第一項第五号に規定する俸給に係る昭和五十六年度における改正後の規定(以下この項及び第十五条の六第一項において「新俸給規定」という。))の適用を受けない期間(以下この項及び第十五条の六第一項において「俸給

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

六五六

調整期間という。のある管理職員等(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十六号)附則第三項に規定する管理職員及びこれに相当する者として政令で定める者をいう。)に該当する者(以下この項及び第十五条の六第一項において「俸給調整適用者」という。)に限る。に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合において、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の年金
当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについては、その額が五百四万円を超える場合には、

は、五百四万円)

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る年金 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつていた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額に属するものについては、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

三 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした俸給調整適用者に係る年金 俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について新俸給規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額に係るものについては、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)

第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額とみなされた額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、前二項の規定による改定後の年金額と前二項の規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額)の支給を停止する。

一 前二項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつていた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が四百六十六万二千三百九十九円であるとして前二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

四 前三項の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。

五 第一項から第三項までの規定は、前条第三項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。
第十五条の五の次に次の一条を加える。
(昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)
第十五条の六 昭和五十六年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第五項の規定の適用を受ける者を除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(俸給調整適用者に限る。)に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等」という。)で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十三万三千七百六十六円
二 通算退職年金の仮定俸給(次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十五年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)を十二で除して得た額は、五百四万円)
ロ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつていた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

(その加えて得た額が五百四万円を超え
る場合には、五百四万円)を十二で除し
て得た額

ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七
年三月三十一日までの間に新法の退職を
した俸給調整適用者に係る通算退職年
金 俸給調整期間に係る新法第二条第一
項第五号に規定する俸給について新俸給
規定の適用を受けていたとしたならば当
該通算退職年金の額の算定の基礎となる
べき新法第四十二条第二項に規定する俸
給の額

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規
定の適用を受ける年金の額を改定する場合に
ついて準用する。この場合において、同条第
二項中「前項の」とあるのは「次条第一項の」
と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定に
より読み替えられた前条第二項第一号」と、
「前項第二号」とあるのは「次条第一項第二号」
と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次条
第一項の規定及び同条第二項において読み替
えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職
年金等に係る通算退職年金で、昭和五十七年
四月三十日において現に支給されているもの
については、同年五月分以後、その額を、当
該通算退職年金を通算退職年金とみなして前
二項の規定によりその額を改定するものとし
た場合の改定年金額の百分の五十に相当する
額に改定する。

4 第一項及び第二項の規定により年金額を改
定された通算退職年金で、その算定の基礎と
なっている第一項第二号に規定する通算退職
年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額が四百
十六万二千四百円以上であるものについて

は、昭和五十八年三月分まで、これらの規定
による改定後の年金額のうち同号に規定する
通算退職年金の仮定俸給に係る部分の額とこ
れらの規定の適用がないものとした場合にお
ける年金額のうち前条第一項第二号に規定す
る通算退職年金の仮定俸給(第一項第二号ロ
又はハに掲げる通算退職年金にあつては、当
該通算退職年金の額の算定の基礎となつてい
る俸給)に係る部分の額との差額の三分の一
に相当する金額(その金額が第一号に掲げる
年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相
当する金額を超えるときは、その差額に相当
する金額)の支給を停止する。

一 第一項及び第二項の規定による改定後の
年金額

二 第一項及び第二項の規定による改定後の
年金額に係る第一項第二号に規定する通算
退職年金の仮定俸給の額が三十四万六千八
百六十六円であるとして同項及び第二項の
規定により年金額を改定するものとした場
合における改定後の年金額

5 前各項の規定は、前条第五項の規定の適用
を受ける年金で、昭和五十七年四月三十日に
おいて現に支給されているものについて準用
する。

第十六条中「第一条の十四」を「第一条の十五」
に、「第一条の十四」を「第二条の十五」に、「第
三条の十四」を「第三条の十五」に、「第十条の
五」を「第十条の六」に改める。
第十七条中「第十五条の五」を「第十五条の六」
に、「第三条の十四」を「第三条の十五」に改め
る。
第十八条中「第十五条の五」を「第十五条の六」
に改める。
別表第一の十七の次に次の一表を加える。

別表第一の十八(第一条の十五、第二条の十五関係)

別表第一の十七の仮定俸給		仮 定 俸 給	
七二、〇八〇円	七六、〇五〇円	七二、〇八〇円	七六、〇五〇円
七五、〇二〇	七九、一四〇	七五、〇二〇	七九、一四〇
七六、八三〇	八一、〇五〇	七六、八三〇	八一、〇五〇
七八、六六〇	八二、九八〇	七八、六六〇	八二、九八〇
八〇、七三〇	八五、一七〇	八〇、七三〇	八五、一七〇
八三、六七〇	八八、二七〇	八三、六七〇	八八、二七〇
八六、二一〇	九〇、九五〇	八六、二一〇	九〇、九五〇
八八、五六〇	九三、四三〇	八八、五六〇	九三、四三〇
九一、四三〇	九六、四六〇	九一、四三〇	九六、四六〇
九四、三二〇	九九、五〇〇	九四、三二〇	九九、五〇〇
九七、四八〇	一〇二、八四〇	九七、四八〇	一〇二、八四〇
一〇〇、六七〇	一〇六、二〇〇	一〇〇、六七〇	一〇六、二〇〇
一〇四、六五〇	一〇九、四一〇	一〇四、六五〇	一〇九、四一〇
一〇七、一八〇	一一二、〇七〇	一〇七、一八〇	一一二、〇七〇
一一〇、四六〇	一一五、四九〇	一一〇、四六〇	一一五、四九〇
一一三、六四〇	一二八、八三〇	一一三、六四〇	一二八、八三〇
一一六、六八〇	一三二、二〇〇	一一六、六八〇	一三二、二〇〇
一二〇、六八〇	一三六、五八〇	一二〇、六八〇	一三六、五八〇
一二四、二一〇	一四〇、〇九〇	一二四、二一〇	一四〇、〇九〇
一二八、二一〇	一四四、五八〇	一二八、二一〇	一四四、五八〇
一三二、三三〇	一四九、一〇〇	一三二、三三〇	一四九、一〇〇
一三六、三三〇	一五三、五〇〇	一三六、三三〇	一五三、五〇〇
一四〇、二一〇	一五七、九一〇	一四〇、二一〇	一五七、九一〇
一四四、一八〇	一六二、三二〇	一四四、一八〇	一六二、三二〇
一四八、一五〇	一六六、七三〇	一四八、一五〇	一六六、七三〇
一五二、一三〇	一七一、一四〇	一五二、一三〇	一七一、一四〇
一五六、一〇〇	一七五、五五〇	一五六、一〇〇	一七五、五五〇
一六〇、〇七〇	一八〇、〇〇〇	一六〇、〇七〇	一八〇、〇〇〇
一六四、〇四〇	一八四、四五〇	一六四、〇四〇	一八四、四五〇
一六八、〇一〇	一八八、九〇〇	一六八、〇一〇	一八八、九〇〇
一七二、〇〇〇	一九三、三五〇	一七二、〇〇〇	一九三、三五〇
一七六、〇〇〇	一九八、八〇〇	一七六、〇〇〇	一九八、八〇〇
一八〇、〇〇〇	二〇三、二五〇	一八〇、〇〇〇	二〇三、二五〇
一八四、〇〇〇	二〇七、七〇〇	一八四、〇〇〇	二〇七、七〇〇
一八八、〇〇〇	二一二、一五〇	一八八、〇〇〇	二一二、一五〇
一九二、〇〇〇	二一六、六〇〇	一九二、〇〇〇	二一六、六〇〇
一九六、〇〇〇	二二一、〇五〇	一九六、〇〇〇	二二一、〇五〇
二〇〇、〇〇〇	二二五、五〇〇	二〇〇、〇〇〇	二二五、五〇〇
二〇四、〇〇〇	二三〇、〇〇〇	二〇四、〇〇〇	二三〇、〇〇〇
二〇八、〇〇〇	二三四、四五〇	二〇八、〇〇〇	二三四、四五〇
二一二、〇〇〇	二三八、九〇〇	二一二、〇〇〇	二三八、九〇〇
二一六、〇〇〇	二四三、三五〇	二一六、〇〇〇	二四三、三五〇
二二〇、〇〇〇	二四七、八〇〇	二二〇、〇〇〇	二四七、八〇〇
二二四、〇〇〇	二五二、二五〇	二二四、〇〇〇	二五二、二五〇
二二八、〇〇〇	二五六、七〇〇	二二八、〇〇〇	二五六、七〇〇
二三二、〇〇〇	二六〇、一五〇	二三二、〇〇〇	二六〇、一五〇
二三六、〇〇〇	二六四、六〇〇	二三六、〇〇〇	二六四、六〇〇
二四〇、〇〇〇	二六九、〇五〇	二四〇、〇〇〇	二六九、〇五〇
二四四、〇〇〇	二七三、五〇〇	二四四、〇〇〇	二七三、五〇〇
二四八、〇〇〇	二七七、九五〇	二四八、〇〇〇	二七七、九五〇
二五二、〇〇〇	二八二、四〇〇	二五二、〇〇〇	二八二、四〇〇
二五六、〇〇〇	二八六、八五〇	二五六、〇〇〇	二八六、八五〇
二六〇、〇〇〇	二九一、三〇〇	二六〇、〇〇〇	二九一、三〇〇
二六四、〇〇〇	二九五、七五〇	二六四、〇〇〇	二九五、七五〇
二六八、〇〇〇	三〇〇、二〇〇	二六八、〇〇〇	三〇〇、二〇〇
二七二、〇〇〇	三〇四、六五〇	二七二、〇〇〇	三〇四、六五〇
二七六、〇〇〇	三〇九、一〇〇	二七六、〇〇〇	三〇九、一〇〇
二八〇、〇〇〇	三一三、五五〇	二八〇、〇〇〇	三一三、五五〇
二八四、〇〇〇	三一八、〇〇〇	二八四、〇〇〇	三一八、〇〇〇
二八八、〇〇〇	三二二、四五〇	二八八、〇〇〇	三二二、四五〇
二九二、〇〇〇	三二六、九〇〇	二九二、〇〇〇	三二六、九〇〇
二九六、〇〇〇	三三一、三五〇	二九六、〇〇〇	三三一、三五〇
三〇〇、〇〇〇	三三六、八〇〇	三〇〇、〇〇〇	三三六、八〇〇
三〇四、〇〇〇	三四〇、二五〇	三〇四、〇〇〇	三四〇、二五〇
三〇八、〇〇〇	三四四、七〇〇	三〇八、〇〇〇	三四四、七〇〇
三一二、〇〇〇	三四九、一五〇	三一二、〇〇〇	三四九、一五〇
三一六、〇〇〇	三五三、六〇〇	三一六、〇〇〇	三五三、六〇〇
三二〇、〇〇〇	三五八、〇五〇	三二〇、〇〇〇	三五八、〇五〇
三二四、〇〇〇	三六二、五〇〇	三二四、〇〇〇	三六二、五〇〇
三二八、〇〇〇	三六六、九五〇	三二八、〇〇〇	三六六、九五〇
三三二、〇〇〇	三七一、四〇〇	三三二、〇〇〇	三七一、四〇〇
三三六、〇〇〇	三七五、八五〇	三三六、〇〇〇	三七五、八五〇
三四〇、〇〇〇	三八〇、三〇〇	三四〇、〇〇〇	三八〇、三〇〇
三四四、〇〇〇	三八四、七五〇	三四四、〇〇〇	三八四、七五〇
三四八、〇〇〇	三八九、二〇〇	三四八、〇〇〇	三八九、二〇〇
三五二、〇〇〇	三九三、六五〇	三五二、〇〇〇	三九三、六五〇
三五六、〇〇〇	三九八、一〇〇	三五六、〇〇〇	三九八、一〇〇
三六〇、〇〇〇	四〇二、五五〇	三六〇、〇〇〇	四〇二、五五〇
三六四、〇〇〇	四〇七、〇〇〇	三六四、〇〇〇	四〇七、〇〇〇
三六八、〇〇〇	四一一、四五〇	三六八、〇〇〇	四一一、四五〇
三七二、〇〇〇	四一五、九〇〇	三七二、〇〇〇	四一五、九〇〇
三七六、〇〇〇	四二〇、三五〇	三七六、〇〇〇	四二〇、三五〇
三八〇、〇〇〇	四二四、八〇〇	三八〇、〇〇〇	四二四、八〇〇
三八四、〇〇〇	四二九、二五〇	三八四、〇〇〇	四二九、二五〇
三八八、〇〇〇	四三三、七〇〇	三八八、〇〇〇	四三三、七〇〇
三九二、〇〇〇	四三八、一五〇	三九二、〇〇〇	四三八、一五〇
三九六、〇〇〇	四四二、六〇〇	三九六、〇〇〇	四四二、六〇〇
四〇〇、〇〇〇	四四七、〇五〇	四〇〇、〇〇〇	四四七、〇五〇
四〇四、〇〇〇	四五一、五〇〇	四〇四、〇〇〇	四五一、五〇〇
四〇八、〇〇〇	四五五、九五〇	四〇八、〇〇〇	四五五、九五〇
四一二、〇〇〇	四六〇、四〇〇	四一二、〇〇〇	四六〇、四〇〇
四一六、〇〇〇	四六四、八五〇	四一六、〇〇〇	四六四、八五〇
四二〇、〇〇〇	四六九、三〇〇	四二〇、〇〇〇	四六九、三〇〇
四二四、〇〇〇	四七三、七五〇	四二四、〇〇〇	四七三、七五〇
四二八、〇〇〇	四七八、二〇〇	四二八、〇〇〇	四七八、二〇〇
四三二、〇〇〇	四八二、六五〇	四三二、〇〇〇	四八二、六五〇
四三六、〇〇〇	四八七、一〇〇	四三六、〇〇〇	四八七、一〇〇
四四〇、〇〇〇	四九一、五五〇	四四〇、〇〇〇	四九一、五五〇
四四四、〇〇〇	四九六、〇〇〇	四四四、〇〇〇	四九六、〇〇〇
四四八、〇〇〇	五〇〇、四五〇	四四八、〇〇〇	五〇〇、四五〇
四五二、〇〇〇	五〇四、九〇〇	四五二、〇〇〇	五〇四、九〇〇
四五六、〇〇〇	五〇九、三五〇	四五六、〇〇〇	五〇九、三五〇
四六〇、〇〇〇	五一三、八〇〇	四六〇、〇〇〇	五一三、八〇〇
四六四、〇〇〇	五一八、二五〇	四六四、〇〇〇	五一八、二五〇
四六八、〇〇〇	五二二、七〇〇	四六八、〇〇〇	五二二、七〇〇
四七二、〇〇〇	五二七、一五〇	四七二、〇〇〇	五二七、一五〇
四七六、〇〇〇	五三〇、六〇〇	四七六、〇〇〇	五三〇、六〇〇
四八〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	五三〇、〇〇〇

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

六五八

二二〇、七二〇	二四二、一七〇
二四二、八六〇	二五四、八五〇
二五四、七三〇	二六七、二六〇
二五七、〇五〇	二六九、六八〇
二六六、二八〇	二七九、三三〇
二七七、九二〇	二九一、四九〇
二八九、五一〇	三〇三、六〇〇
三〇一、〇二〇	三一五、六三〇
三〇八、二六〇	三二三、二〇〇
三一六、〇一〇	三三一、二九〇
三三〇、九一〇	三四六、八七〇
三四五、九八〇	三六二、六二〇
三五三、五八〇	三七〇、五六〇
三六〇、七八〇	三七八、〇八〇
三七五、〇七〇	三九三、〇一〇
三八一、四四〇	三九九、六八〇
三八八、六四〇	四〇七、〇四〇
四〇一、六八〇	四二〇、〇八〇
四一五、六三〇	四三四、〇三〇
四一八、三四〇	四三六、七四〇
四二〇、九一〇	四三九、三一〇
四二三、五三〇	四四一、八八〇
四二九、七二〇	四四七、九一〇
四四二、二〇〇	四六〇、〇七〇
四五四、七〇〇	四七二、二四〇
四六〇、八八〇	四七八、二七〇
四六七、二二〇	四八四、四三〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給の額が四六七、二二〇円を超える場合においては、その額に〇・九七四を乗じて得た額に三五二、四〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十七の次に次の一表を加える。

別表第三の十八(第二条の十五関係)

別表第一の十八の下欄に掲げる仮定俸給	率
三一五、六三〇円以上のもの	二三・〇割
二九一、四九〇円を超え三一五、六三〇円未満のもの	二三・八割
二七九、三三〇円を超え二九一、四九〇円以下のもの	二四・五割
二六九、六八〇円を超え二七九、三三〇円以下のもの	二四・八割
一九〇、〇五〇円を超え二六九、六八〇円以下のもの	二五・〇割
一八一、二〇〇円を超え一九〇、〇五〇円以下のもの	二五・五割
一六三、三二〇円を超え一八一、二〇〇円以下のもの	二六・一割
一三三、三二〇円を超え一六三、三二〇円以下のもの	二六・九割
一二八、二二〇円を超え一三三、三二〇円以下のもの	二七・四割
一一九、八三〇円を超え一二八、二二〇円以下のもの	二七・八割
一一六、四九〇円を超え一一九、八三〇円以下のもの	二九・〇割
一一三、〇七〇円を超え一一六、四九〇円以下のもの	二九・三割
九九、五〇〇円を超え一一三、〇七〇円以下のもの	二九・八割
八八、二七〇円を超え九九、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
八五、一七〇円を超え八八、二七〇円以下のもの	三〇・九割
八二、九八〇円を超え八五、一七〇円以下のもの	三一・九割
八一、〇五〇円を超え八二、九八〇円以下のもの	三二・七割
七九、一四〇円を超え八一、〇五〇円以下のもの	三三・〇割
七六、〇五〇円を超え七九、一四〇円以下のもの	三三・四割
七六、〇五〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十二の次に次の二表を加える。

別表第四の二十三(第二条の十五関係)

障害の等級	年 金	額
一 級		三、九二五、〇〇〇円
二 級		三、二五六、〇〇〇円
三 級		二、六七二、〇〇〇円
四 級		二、一〇五、〇〇〇円
五 級		一、七〇〇、〇〇〇円
六 級		一、三六六、〇〇〇円

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十四(第二条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、九五五、〇〇〇円	
二級		三、二八六、〇〇〇円	
三級		二、六九七、〇〇〇円	
四級		二、一三〇、〇〇〇円	
五級		一、七二〇、〇〇〇円	
六級		一、三八六、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二(第十条の六、第十五条の六関係)

俸給	年額	率	金額
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの		一・〇五五	〇円
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二一、二二三円未満のもの		一・〇四五	一一、八〇〇円
四、六二一、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの		一・〇〇〇	二二〇、八〇〇円
五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの		〇・九七四	三三二、四〇〇円
一三、五五三、八四七円以上のもの		一・〇〇〇	〇円

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

附則第三条の三中「起算して八年を経過する日」を「運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一

部を次のように改正する。

第十三条の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

第三十三条第一項中「百二十三万六千円」を「百三十二万二千円」に改め、同条第二項中「百二十三万六千円」を「百三十二万二千円」に、「百十四万四千円」を「百二十二万四千円」に改める。

第四十五条の三の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。

別表第一中「三、三七二、八〇〇円」を「三、五八六、四〇〇円」に、「二、二八一、八〇〇円」を「二、四三〇、四〇〇円」に、「一、五八一、八〇〇円」を「一、六八六、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二条の十四」を「第二条の十五」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第二条中国国家公務員共済組合法第百条第三項の改正規定及び次条の規定は、同年四月一日から施行する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条第三項の規定は、昭和五十七年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年五月分以後適用する。

2 昭和五十七年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年五月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中

「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、同条第二項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、「百二十二万四千円」とあるのは「百二十万三千円」と、同表中「三、五八六、四〇〇円」とあるのは「三、五五六、四〇〇円」と、「二、四三〇、四〇〇円」とあるのは「二、四〇五、四〇〇円」と、「一、六八六、四〇〇円」とあるのは「一、六六六、四〇〇円」とする。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

国家公務員共済組合等からの年金の額につき恩給法等の改正内容に準じてその引上げを図る等所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(以下「旧令特別措置法」という。)、昭和三十三年改正前の旧「国家公務員共済組合法(以下「旧法」という。))及び現行の「国家公務員共済組合法(以下「新法」という。))の規定により国家公務員共済組合等から現に支給されている退職年金等について、恩給法等の改正内容に準じて年金額を引き上げるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げる等の所要の措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりである。

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

六六〇

る。

1 既裁定年金の年金額の引上げ

恩給における措置になら、旧令特別措置法、旧法及び新法に基づく年金について、その年金の額の算定の基礎となつた俸給を昭和五十六年度の国家公務員の給与の改善内容に準じて増額することにより、昭和五十七年五月分から年金の額を引き上げること。ただし、増額後の俸給の額が一定額以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、引上げ額の三分の一の支給を停止する。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

恩給における措置になら、六十五歳以上の退職年金受給者等の最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げるほか、遺族年金及び公務関係年金受給者の最低保障額については、同年八月分から、更に、その額を増額すること。

3 その他

(1) 掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額について、国家公務員の給与の改善内容等を考慮し、四十四万円（現行四十二万円）に引き上げること。

(2) その他所要の措置を講ずること。

4 施行期日

施行期日は、昭和五十七年五月一日とすること。ただし、3の(1)については、同年四月一日とする。

二 議案の修正議決理由

恩給における措置になら、国家公務員共済組合等からの年金の額を引き上げるほか、掛金

及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額の引上げ等所要の措置を講ずるのは妥当なものと認めるが、なお、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額引上げの施行期日が既に経過したため、公布の日改める等の必要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、沢田広君外三名から日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党の四党共同提案に係る修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

修正案の要旨は、退職年金等の年金額の引上げの実施時期を原案より一カ月繰り上げて、昭和五十七年四月分から実施すること等の措置を講じようとするものである。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に伴う増加所要額は、昭和五十七年度において約二百二十億三千百万円と見込まれている。

昭和五十七年四月二十一日

大蔵委員長 森 喜朗

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

附則 (小字及び一は修正)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第二条中国国家公務員共済組

合法第百条第三項の改正規定及び次条の規定は、公布の日同年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（次条において「改正後の法」という。）第百条第三項の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二条 改正後の法 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第百条第三項の規定は、昭和五十七年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

〔別紙〕

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、次の事項について、なお一層努力すべきである。

一 共済年金の成熟度の進行に伴い、その財源措置及び制度の充実に努めること。

二 年金制度の充実のため、逐次その統合化について検討を進めるとともに、国の社会福祉に関する使命にかんがみ、各種年金制度の整合性について、更に国民の合意が得られるよう十分検討すること。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十七年三月十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

第一条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「第一条の十四」を「第一条の十五」に改める。

第一条の十四の次に次の一条を加える。

（昭和五十七年度における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の十五 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十七の仮定俸給（同条第二項又は第三項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給、同条第六項若しくは第七項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）第九項又は第十項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となる

べき仮定俸給) に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定して額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達している年金に限る。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十七年五月分以後、その額を、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期年金年限との差年数一年につき、前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十八の仮定俸給の額の三分の二(当該年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その差年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の二)に相当する額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期年金年限との差年数一年につき、前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十八の仮定俸給の額の六百分の二(当該年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その差年数が十三年

を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)に相当する額

3 前二項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達している年金に限る。)については、その年金を受ける者が昭和五十七年五月一日以後に七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 七十
九万二千円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十
九万二千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達しているもの 七十九万二千円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその

年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)、又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期年金年限に達しているもの 五十九万二千七百円

ハ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が六年以上九年未満のもの 四十七万四千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十九万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 五十一万三千八百円

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合において、その者が昭和五十七年五月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第二項から第四項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合における昭和五十七年五月分以後の年金の額は、これらの規定により算定した額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十
一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 十二万円

7 第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいらない者である場合において、その者が昭和五十七年五月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 第一条の十三第十五項及び第十六項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第十五項中「第十一項各号の二」とあるのは「第一条の十五第六項各号の二」と、「第十二項の規定により第十一項第三号」とあるのは「同条第七項の規定により同条第六項第三号」と、「第十一項又は第十二項」とあるのは「第一条の十五第六項又は第七項」と、同項ただし書中「第二項、第三項又は第八項」とあるのは「同条第二項から第四項まで」と、同条第十六項中「第十一項又は第十二項の規定の適用」とあるのは「第一条の十五第六項又は第七項の規定の適用」と、「第十一項又は第十二項の規定にかかわらず」とあるのは「同条第六項又は第七項の規定にかかわらず」と読み替へるものとする。

9 第一項から第四項まで又は第六項から前項までの規定の適用を受ける年金のうち旧法の

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

昭和四十二年四月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

六六二

規定による遺族年金に相当する年金については、これらの規定により改定された額（その額につき第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額）が五十二万円に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を、五十二万円に改定する。

10 第六項から第八項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、第七項中「昭和五十七年五月一日」とあるのは、「昭和五十七年八月一日」と読み替へるものとする。

11 第一項から第三項までの規定により年金額を改定された年金のうち旧法の規定による退職年金に相当する年金で、その改定年金額の算定の基礎となつて別表第一の十八の仮定俸給が三十四万六千八百七十円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、第一項から第三項までの規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額の支給を停止する。

第二條の十四の次に次の一条を加える。
(昭和五十七年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二條の十五 前條第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十七の仮定俸給（同條第二項において準用する第一條の十四第二項又は前條第三項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつて別表第一の十七の仮定俸給、同條第五項から第七項までの規定により改定された年金については、同條第一項の規定により年金額を改定したも

のとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十八の仮定俸給を俸給とみなし、第二條第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十八」と読み替へるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十七年五月分以後、第一條の十五第二項の規定に準じてその額を改定する。

3 前二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十七年五月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。）又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第一條の十五第二項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十三に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）
二 殉職年金 百二十万三千円
三 障害遺族年金 九十三万四千円

5 前各項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に九万六千円を加えた額を、その改定する額とする。この場合においては、第二條の九第五項の規定を準用する。

6 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定により改定された額（その額について、前項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）が、当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十四に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、二十一万円を加えた額）
二 殉職年金 百二十二万四千円
三 障害遺族年金 九十五万五千円

7 前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、同項の規定により算定した年金の額に九万六千円を加えた額を、その改定する額とする。この場合においては、第二條の九第五項の規定を準用する。

8 第四項又は第六項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第六項第一号に定

める額に、配偶者である扶養親族については十四万四千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までは、一人につき四万二千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り九万六千円）を加えた額を、それそれの改定する額とする。

9 第四項又は第六項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第二号若しくは第六項第二号に定める額に第一号に掲げる額を加えた額又は第四項第三号若しくは第六項第三号に定める額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのうち二人までは、一人につき四万二千円）
二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第三條第一項中「第三條の十四」を「第三條の十五」に改める。

第三條の十四の次に次の一条を加える。
(昭和五十七年度における法による退職年金等の額の改定)

第三條の十五 昭和五十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、前條第一項又は第二項の規定により改定された年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつて別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、こ

れを切り捨て得た額)に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額)に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員(当該期間内に、昭和五十六年度における国家公務員の給与に関する法令の改正に準じ、給与準則(日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の二十一、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第四十四条及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第七十二条に規定する給与準則をいう。以下同じ。))について俸給を改定するための改正が行われた場合において、当該期間内に当該改正後の給与準則(以下「新給与準則」という。)による俸給の改定措置の適用を受けない期間(以下「俸給調整期間」という。)のあつた管理職職員に該当する者(以下「俸給調整適用者」という。))に限る。に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、

昭和五十七年五月分以後、その額を、俸給調整期間内のその者の俸給につき新給与準則の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき俸給年額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

4 前三項の規定により年金額を改定された年金のうち法の規定による退職年金又は減額退職年金で、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる俸給年額が四百十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、前三項の規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額(その三分の一に相当する金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する金額)の支給を停止する。

一 前三項の規定による改定後の年金額
二 前三項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつてゐる俸給年額が四百十六万二千三百九十九円であるとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額
第四條の九の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)
第四條の十 昭和五十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金(法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項及び第四項において同じ。))については、昭和五十七年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつてゐる通算

退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額)とする。

一 二千五百円に一・〇七八を乗じて得た額
二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金(昭和五十四年十二月三十一日以前に法の退職をした組合員に係るものに限り、そのうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和五十七年五月分以後、その額を、同項の規定により改定した額に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十)を乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じて得た金額
二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第三の二(昭和五十二年九月三十日以前に法の退職をした組合員については、昭和五十一年改正前の法別表第三の二)に定める率を乗じて得た金額

3 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十二の上欄に掲げる俸給年額のい

ずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額(その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額)を第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員(俸給調整適用者に限り、第六項において同じ。)に係る法の規定による通算退職年金については、同年五月分以後、その額を、俸給調整期間内のその者の俸給につき新給与準則の適用を受けていたとしたならば当該通算退職年金の額の算定の基礎となるべき俸給を第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

6 昭和五十六年三月三十一日以前に法の退職をした組合員及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算遺族年金については、同年五月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一項から第五項までの規定により年金額を改定された年金で、その算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額が四百十六万二千四百円以上であるものについて

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

昭和四十二年四月以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

は、昭和五十八年三月分まで、第一項から第五項までの規定による改定後の年金額のうち同号に規定する通算退職年金の仮定俸給に係る部分の額と第一項から第五項までの規定の適用がないものとした場合の年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給（第三項から第五項までの規定の適用を受ける年金（昭和五十五年四月一日以後に法の退職をした組合員に係るものに限る。）にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる俸給）に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額（その三分の一に相当する金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額）を超えるときは、その差額に相当する金額）

の支給を停止する。
一 第一項から第五項までの規定による改定後の年金額
二 第一項から第五項までの規定による改定後の年金額の算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額が三十四万六千八百六十六円であるとして同項から第五項までの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額
第七条第一項中「第二条の十四」を「第二条の十五」に改め、同条第二項中「第四条の九」を「第四条の十」に改める。
別表第一の十七の次に次の一表を加える。

別表第一の十八（第一条の十五、第二条の十五関係）

別表第一の十七の仮定俸給	仮定俸給
七二、〇八〇円	七六、〇五〇円
七五、〇二〇	七九、一四〇
七六、八三〇	八一、〇五〇
七八、六六〇	八二、九八〇
八〇、七三〇	八五、一七〇
八三、六七〇	八八、二七〇
八六、二一〇	九〇、九五〇
八八、五六〇	九三、四三〇
九一、四三〇	九六、四六〇
九四、三二〇	九九、五〇〇
九七、四八〇	一〇二、八四〇
一〇〇、六七〇	一〇六、二〇〇
一〇四、六五〇	一一〇、四一〇
一〇七、一八〇	一一三、〇七〇
一一〇、四六〇	一一六、四九〇
一一三、六四〇	一二〇、八三〇
一一六、九八〇	一二六、四五〇
一二〇、六八〇	一二八、二二〇
一二六、五六〇	一三三、三二〇

一三三、〇四〇	一四〇、〇九〇
一四〇、二一〇	一四七、五八〇
一四三、八七〇	一五二、四一〇
一四七、三五〇	一五五、〇五〇
一五二、三三〇	一六〇、二五〇
一五五、二六〇	一六三、三一〇
一六三、七七〇	一七二、二〇〇
一六七、九六〇	一七六、五八〇
一七二、三八〇	一八一、二〇〇
一八〇、八四〇	一八〇、〇五〇
一八九、三九〇	一九八、九八〇
一九一、六一〇	二〇一、三〇〇
一九八、六八〇	二〇八、六八〇
二〇八、六九〇	二一九、一五〇
二一八、六一〇	二二九、五一〇
二二四、七四〇	二三五、九三〇
二三〇、七二〇	二四二、一七〇
二四二、八六〇	二五四、八五〇
二五四、七三〇	二六七、二六〇
二五七、〇五〇	二六九、六八〇
二六六、二八〇	二七九、三三〇
二七七、九二〇	二九一、四九〇
二八九、五一〇	三〇三、六〇〇
三〇一、〇二〇	三一五、六三〇
三〇八、二六〇	三二三、二〇〇
三一六、〇一〇	三三一、二九〇
三三〇、九一〇	三四六、八七〇
三四五、九八〇	三六二、六二〇
三五三、五八〇	三七〇、五六〇
三六〇、七八〇	三七八、〇八〇
三七五、〇七〇	三九三、〇一〇
三八一、四四〇	三九九、六八〇
三八八、六四〇	四〇七、〇四〇
四〇一、六八〇	四二〇、〇八〇
四一五、六三〇	四三六、七四〇
四二〇、九一〇	四三九、三一〇
四二三、五三〇	四四一、八八〇

別表第三の十七の次に次の一表を加える。
別表第三の十八(第二条の十五関係)

四二九、七二〇	四四七、九一〇
四四二、二〇〇	四六〇、〇七〇
四五四、七〇〇	四七二、二四〇
四六〇、八八〇	四七八、二七〇
四六七、二二〇	四八四、四三〇
四八一、一〇〇	四九七、九六〇
四九五、〇〇〇	五一、五〇〇
五〇一、八五〇	五一八、一七〇
五〇八、八八〇	五二五、〇二〇

別表第一の十八の下欄に掲げる仮定俸給

率

三二五、六三〇円以上のもの	二三・〇割
二九一、四九〇円を超え三二五、六三〇円未満のもの	二三・八割
二七九、三三〇円を超え二九一、四九〇円以下のもの	二四・五割
二六九、六八〇円を超え二七九、三三〇円以下のもの	二四・八割
一九〇、〇五〇円を超え二六九、六八〇円以下のもの	二五・〇割
一八一、二〇〇円を超え一九〇、〇五〇円以下のもの	二五・五割
一六三、三二〇円を超え一八一、二〇〇円以下のもの	二六・一割
一三三、三二〇円を超え一六三、三二〇円以下のもの	二六・九割
一二八、二二〇円を超え一三三、三二〇円以下のもの	二七・四割
一一九、八三〇円を超え一二八、二二〇円以下のもの	二七・八割
一一六、四九〇円を超え一一九、八三〇円以下のもの	二九・〇割
一一三、〇七〇円を超え一一六、四九〇円以下のもの	二九・三割
九九、五〇〇円を超え一一三、〇七〇円以下のもの	二九・八割
八八、二七〇円を超え九九、五〇〇円以下のもの	三〇・二割
八五、一七〇円を超え八八、二七〇円以下のもの	三〇・九割
八二、九八〇円を超え八五、一七〇円以下のもの	三一・九割
八一、〇五〇円を超え八二、九八〇円以下のもの	三二・七割
七九、一四〇円を超え八一、〇五〇円以下のもの	三三・〇割
七六、〇五〇円を超え七九、一四〇円以下のもの	三三・四割
七六、〇五〇円のもの	三四・五割

別表第四の二十二の次に次の二表を加える。
別表第四の二十三(第二条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、九二五、〇〇〇円	
二級		三、二五六、〇〇〇円	
三級		二、六七二、〇〇〇円	
四級		二、一〇五、〇〇〇円	
五級		一、七〇〇、〇〇〇円	
六級		一、三六六、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十四(第二条の十五関係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、九五五、〇〇〇円	
二級		三、二八六、〇〇〇円	
三級		二、六九七、〇〇〇円	
四級		二、一三〇、〇〇〇円	
五級		一、七二〇、〇〇〇円	
六級		一、三八六、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十一の次に次の一表を加える。
別表第十二(第三条の十五、第四条の十関係)

俸給	年	率	金	額
一、二八〇、〇〇〇円未満のもの		一・〇五五		〇円
一、二八〇、〇〇〇円以上四、六三二、二二三円未満のもの		一・〇四五		一一、八〇〇円
四、六三二、二二三円以上五、〇六一、五三九円未満のもの		一・〇〇〇		二二〇、八〇〇円
五、〇六一、五三九円以上一三、五五八、四七七円未満のもの		〇・九七四		三五二、四〇〇円

に加える。

ニ テレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの。

(1) テレビジョン音声多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響を送る放送をいう。）

(2) テレビジョン文字多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る放送をいう。）

第九条第二項中「の外を」の「外」を「左の」に改め、同項第二号中「の催し」の「催し」に改め、同項第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 テレビジョン多重放送を行おうとする者に放送設備を貸貸すること。

第九条第四項中「標準放送」を「中波放送」に改め、同条第七項中「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める。

第九条の三「有線テレビジョン放送施設者」の下に「その他協会の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者」を加える。

第四十四条に次の一項を加える。

六 協会は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たっては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

（災害の場合の放送）

第四十五条の二 協会は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

第四十七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、協会が第九条第二項第八号の業務を行う場合については、この限りでない。

第四十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第九条第二項第十号」を「第九条第二項第十一号」に改め、同項第二号中「附けよう」と「付けよう」とに改める。

第四十九条の二の見出しを「資料の提出等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の三 郵政大臣は、テレビジョン多重放送の普及に資するため、郵政省令で定めるところにより、協会に対し、そのテレビジョン放送の放送設備をテレビジョン多重放送の用に供するための計画（放送事項、放送設備の利用主体等に関する事項を含む。）の策定及びその提出を求めることができる。

第五十一条中「及び第四十四条の二の規定は、」を、第四十四条の二及び第四十五条の二の規定は「に改め、」放送について「の下に」、第四十四条第六項の規定は「テレビジョン放送及びテレビジョン多重放送を行う一般放送事業者の放送番組の編集について、それぞれ」を加える。

第五十三条の見出し中「提出」を「提出等」に改

め、同条中「一般放送事業者に」を「一般放送事業者に、第四十九条の三の規定はテレビジョン放送を行う一般放送事業者に、それぞれ」に改め、第三章同条の次に次の一条を加える。

（外国人等の取得した株式の取扱）

第五十三条の二 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして郵政省令で定める株式を発行している会社である一般放送事業者は、その株式を取得した電波法第五

条第一項第一号から第三号までに掲げる者（以下「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同条第四項第二号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載することを拒むことができる。

2 前項の一般放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が郵政省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

（電波法の一部改正）
第二条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（テレビジョン多重放送をする無線局の免許の効力）

第十三条の二 テレビジョン放送（静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。）をする無線局の免許がその効力を失つたときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳

してテレビジョン多重放送（テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送をいう。）をする無線局の免許は、その効力を失う。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）

第三条 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「テレビジョン放送を行なう」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送（放送法第九條第一項第一号ニ規定するテレビジョン多重放送をいう。以下同じ。）を行う」に、「テレビジョン放送を受信し」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し」に改め、同条第二項中「テレビジョン放送を」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を」に改める。

第十四条第一項中「テレビジョン放送を」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を」に改め、同条第二項第二号中「テレビジョン放送」の下に「又はテレビジョン多重放送」を加え、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改める。

第十五条中「テレビジョン放送の再送信」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信」に、「行なり」を「行う」に改める。

第十七条第五項中「テレビジョン放送を」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を」に改める。

第二十四条第二項中「テレビジョン放送の」を「テレビジョン放送又はテレビジョン多重放送

の」に改める。

第三十三条、第三十四条及び第三十五条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第三十六条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「テレビジョン放送」の下に「又はテレビジョン多重放送」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

第三十八条中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正)

3 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項中「標準放送」を「中波放送」に改める。

理 由

テレビジョン多重放送を実用化するために必要な規定の整備を行うとともに、外国人等の取得した放送会社の株式の取扱いの特例について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放送法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
国民の多様な情報に対する要望にこたえて、

テレビジョン多重放送を実用化するために必要な規定の整備を行うとともに、外国人等による放送会社の株式の取得の結果、当該放送局の免許が取り消されるという不測の事態を防ぐ等のため、放送法、電波法及び有線テレビジョン放送法につき所要の改正を行うとするものである。つて、その要旨は次のとおりである。

1 テレビジョン多重放送関係

(一) 日本放送協会は、テレビジョン多重放送のうち、テレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送を行うとともに、テレビジョン多重放送を行うおとする者に放送設備を賃貸することができるとすること。

(二) 日本放送協会及びテレビジョン放送を行う一般放送事業者は、テレビジョン多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならないこと。

(三) 日本放送協会がテレビジョン多重放送を行うおとする者に放送設備を賃貸する場合の郵政大臣の認可については、両議院の同意を要しないこととする。

(四) 郵政大臣は、郵政省令で定めるところにより、日本放送協会及びテレビジョン放送を行う一般放送事業者に対し、そのテレビジョン放送の放送設備をテレビジョン多重放送の用に供するための計画の策定及びその提出を求めることができることとする。

2 日本放送協会の出資関係

日本放送協会は、郵政大臣の認可を受けて、業務に密接に関連する政令で定める事業に出資することができることとする。

3 外国人等の取得した株式の取扱い関係

上場会社又はこれに準ずる株式会社である一般放送事業者は、外国人等が、その議決権の五分の一以上を占めることとなるときは、外国人等の取得した株式の名義書換を拒むことができることとする。これらの一般放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、外国人等の議決権の割合を公告しなければならないこととする。

4 災害の場合の放送関係

日本放送協会及び一般放送事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の予防又は被害の軽減に役立つ放送をするようにしなければならないこととする。

5 無線局の免許の効力関係

テレビジョン放送をする無線局の免許が効力を失つたときは、そのテレビジョン放送の電波に重畳してテレビジョン多重放送をする無線局の免許も効力を失うこととする。

6 有線テレビジョン放送関係

(一) 有線テレビジョン放送事業者は、郵政大臣が指定するテレビジョン放送の難視聴区域においては、その区域に係るテレビジョン多重放送も再送信しなければならないこととする。

(二) 有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン多重放送を再送信する場合には、義

務再送信の場合を除き、当該テレビジョン多重放送事業者の同意を要することとする。

7 その他

(一) 標準放送を中波放送に改めること。
(二) その他規定の整備をすること。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、テレビジョン多重放送を実用化するために必要な規定の整備を行うとともに、外国人等の取得した放送会社の株式の取扱いの特例について定める等妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年四月二十二日

通信委員長 水野 清

衆議院議長 福田 一 殿

〔別紙〕

放送法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、テレビジョン多重放送の実施にあつて、次の各項に特に留意すべきである。

一 日本放送協会の放送設備を利用するテレビジョン多重放送事業者については、公共放送としての協会の性格、使命並びに視聴者に対するチャンネルイメージを損うものでないよう配慮すること。

一 テレビジョン放送を行う一般放送事業者の第

三者利用については、放送の多様性、地域性を確保するため、広く国民各層の参加の推進を図るとともに、情報の独占をもたらすことのないよう十分配慮すること。

電波法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十七年三月二十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる無線局については、この限りでない。

一 発射する電波が著しく微弱な無線局で郵政省令で定めるもの

二 市民ラジオの無線局(二十六・九メガヘルツから二十七・二メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下である無線局のうち郵政省令で定めるものであつて、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものをいう。)

第五条第二項に次の一号を加える。

五 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局(特定の固定地点間の無線通信を行うものに限り)であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の政府又はその代表者

の開設するもの

第十条中「資格の下に」(第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明、第五十条第一項に規定する通信長の要件及び同条第二項に規定する航空機通信長の要件に係るものを含む。第十二条及び第七十三条において同じ。))を加える。

第十二条の見出し中「附与」を「付与」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に、「第四十条」を「第三十九条、第四十条」に改める。

第三十九条中「無線従事者」の下に「(船舶局の無線設備であつて郵政省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。))」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第四十八条の次に次の二条を加える。

(船舶局無線従事者証明)

第四十八条の二 第三十九条本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行おうとする者は、郵政大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。

二 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、郵政省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次の各号の一に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

一 郵政大臣が当該申請者に対して行う船舶局の無線設備の操作に関する訓練の課程を修了したとき。

二 郵政大臣が前号の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了してあり、その修了した日から五年を経

過していないとき。

3 第四十二条(第三号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明に準用する。

(船舶局無線従事者証明の失効)

第四十八条の三 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者がこれを受けた日以降において次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 当該船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程を修了した日から起算して五年を経過する日までの間第三十九条本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備その他郵政省令で定める無線局の無線設備の操作に従事せず、かつ、当該期間内に郵政大臣が船舶局の無線設備の操作に関する訓練の課程又は郵政大臣がこれと同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しなかつたとき。

二 引き続き五年間前号の業務に従事せず、かつ、当該期間内に同号の訓練の課程を修了しなかつたとき。

三 前条第二項の無線従事者の資格を有する者でなくなつたとき。

四 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止され、その停止の期間が五年を超えたとき。

第四十九条中「ものの外」を「もののほか」に改め、「実施細目」の下に「並びに船舶局無線従事者証明の申請、船舶局無線従事者証明書の交付、再交付及び返納、第四十八条の二第二項第一号及び前条第一号の郵政大臣が行う訓練の課程、第四十

八条の二第二項第二号及び前条第一号の認定その他船舶局無線従事者証明の実施に関する事項」を加える。

第五十条第一項中「それぞれ」を「それぞれ」に改め、「掲げる無線通信士」の下に「であつて、船舶局無線従事者証明を受けているもの」を加え、同項の表中「こゝを」を「超える」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「ものの外」を「もののほか」に、「資格別員数」を「資格(船舶局無線従事者証明に係るものを含む。))との員数」に改める。

第七十九条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項(前項において準用する場合を含む。))」に、「取消」を「取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第三号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明を受けている者に準用する。この場合において、同項中「免許」とあるのは、「船舶局無線従事者証明」と読み替えるものとする。

第七十九条の次に次の一条を加える。

(船舶局無線従事者証明の効力の停止)

第七十九条の二 郵政大臣は、第八十一条の二第二項の規定により書類の提出を求められた者が当該書類を提出しないときは、その船舶局無線従事者証明の効力を停止することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止した場合において、同項の書類の提出があつたときは、速やかにその停止を解除するものとする。

3 第七十七条の規定は、第一項の規定による停止に準用する。

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号 電波法の一部を改正する法律案及び同報告書

六七〇

第八十条の前の見出しを「(報告等)」に改める。
第八十一条の次に次の一条を加える。

第八十一条の二 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し、船舶局無線従事者証明に關し報告を求めることができる。

2 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を受けた者が第四十八条の三第一号又は第二号に該当する疑いのあるときは、その者に対し、郵政省令で定めるところにより、当該船舶局無線従事者証明の効力を確認するための書類であつて郵政省令で定めるものの提出を求めることができる。

第九十九条の十一第一項第一号中「第四條第一項ただし書」を「第四條第一項第一号及び第二号」に改め、「(試験員)」の下に「第四十八條の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)」を加え、「及び第百條第一項第二号」を「並びに第百條第一項第二号」に改め、同項第二号中「第七十九條第一項」の下に「(同條第二項において準用する場合を含む。)」を、「無線従事者の免許の下に」若しくは船舶局無線従事者証明」を加える。

第百三条第一項の表中第六号の次に次のように加える。

六の二	第四十八條の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者	千四百円
六の三	第四十八條の二第二項第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者	一万円
六の四	第四十八條の三第一号の郵政大臣が行う訓練を受ける者	二千円

第百三条第一項の表第七号中「又は免許証」を「免許証又は船舶局無線従事者証明書」に改め

る。

第百十三條中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同條第四号中「第七十九條第一項」の下に「(同條第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 第七十九條の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九條本文の郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行つた者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四條第一項の改正規定、第五條第二項の改正規定、第九十九條の十一第一項第一号の改正規定(「第四條第一項ただし書」を「第四條第一項第一号及び第二号」に改める部分及び「及び第百條第一項第二号」を「並びに第百條第一項第二号」に改める部分に限る。並びに次項、附則第三項及び附則第八項の規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四條第一項の改正規定の施行の際現に免許を受けている無線局のうち、改正後の電波法(以下「新法」という。)第四條第一項第二号の郵政省令で定める無線局に該当するものの無線設備は、第四條第一項の改正規定の施行の日に、新法第三十八條の二第一項の規定による技術基準適合証明を受けたものとみなす。

3 前項の無線局の免許は、第四條第一項の改正規定の施行の日に、その効力を失う。

4 この法律の施行の際現に新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格を有する者は、この法律の施行の日に、同條第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす。

5 この法律の施行の際現に新法第四十八條の二第二項の無線従事者の資格の無線従事者国家試験に合格している者で当該資格の無線従事者の免許を受けていないものは、当該免許を受けた日に、同條第一項の規定による船舶局無線従事者証明を受けたものとみなす。

6 前二項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から五年以内に、新法の規定による船舶局無線従事者証明書の交付を申請しなければならぬ。

7 附則第四項又は附則第五項の規定により船舶局無線従事者証明を受けたものとみなされた者がこの法律の施行の日から五年以内に前項の規定による申請をしないときは、当該期間の満了によつて、その船舶局無線従事者証明は、その効力を失う。

8 第四條第一項の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

9 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十號)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二號の十一中「与えること」の下に「並びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む。)」を行ふこと」を加える。

第十條の三第一項第九号中「免許」の下に「並

びに船舶に開設する無線局の無線従事者に関する証明(これに附帯する訓練を含む。)」を加える。

理由

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に關する國際條約の発効に備える等のため、船舶局の無線設備の操作を行ふ者の要件について所要の措置を定めるとともに、近年の國際情勢にかんがみ、外國公館の無線局に免許を与えることができるようにすることとし、あわせて行政事務の簡素合理化等のために、特定の無線局の免許を要しないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に關する國際條約の発効に備える等のため、船舶局の無線設備の操作を行ふ者の要件について所要の措置を定めるとともに、近年の國際情勢にかんがみ、外國公館の無線局に免許を与えることができるようにすることとし、あわせて行政事務の簡素合理化等のために、特定の無線局の免許を要しないこととする等の改正を行おうとするものである。その要旨は次のとおりである。

1 船舶局無線従事者關係

(一) 船舶局の無線設備であつて郵政省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者でなければ

ば、行つてはならないとすること。

(一) 郵政省令で定める船舶局の無線設備の操作を行おうとする者は、郵政大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができることとする。

(二) 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、郵政省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、郵政大臣が当該申請者に対して行う船舶局の無線設備の操作に関する訓練の課程を修了したとき等の場合は、船舶局無線従事者証明を行わなければならないとすること。

(三) 船舶局無線従事者証明は、当該船舶局無線従事者証明を受けた者が、引き続き五年間一定の無線局の無線設備の操作の業務に従事せず、かつ、当該期間内に郵政大臣が船舶局の無線設備の操作について行う訓練の課程等を修了しなかつたとき等の場合は、その効力を失うとすること。

(四) 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を受けている者が所定の事由に該当するに至つたときは、当該船舶局無線従事者証明を取り消し、又は期間を定めてその業務に従事することを停止することができることとする。

(五) 郵政大臣は、船舶局無線従事者証明を受けている者に対し必要な報告を求めることができることとする。船舶局無線従事者証明の効力に疑いのあるときはその効力を確認するための書類の提出を求め、その提出のないときはその効力を停止することができることとする。

(六) その他船舶局無線従事者証明に関し必要な規定を設けること。

2 外国公館の無線局関係
外国の大使館、公使館又は領事館の無線局であつて特定の固定地点間の通信を行うものについては、相互主義を前提として、免許を与えることができることとする。

3 市民ラジオの無線局関係

市民ラジオの無線局の開設については、技術基準の適合性を確保した上で郵政大臣の免許を要しないこととする。

4 施行期日

この法律は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、市民ラジオの無線局及び外国公館の無線局についての改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約の発効に備える等のため所要の規定の整備を行うとともに、外国公館の無線局に免許を与えることができることとし、あわせて、市民ラジオの無線局の免許を要しないこととしようとする等内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十七年四月二十二日

通信委員長 水野 清
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十七年四月二十三日 衆議院会議録第十九号

電波法の一部を改正する法律案及び同報告書
よる法律の廃止に関する法律案及び同報告書

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十七年三月二十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律

目次

第一章 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理(第一条 第三十六條)

第二章 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止(第三十七條 第四十九條)

附則

第一章 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「國際的契約」の下に「(不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項をその内容とするおそれがあると認め公正取引委員会規則で定める種類に属するものに限る。)」を加え、「写」を「写し」に、「添附して」を「添付して」に改め、同條第三項を削る。

第八十八條の三中「政令」の下に「又は公正取引委員会規則」を加える。

(風俗営業等取締法の一部改正)

第二条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二號)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「六月」を「一年」に改める。

(統計法の一部改正)

第三条 統計法(昭和二十二年法律第十八號)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「指定統計調査に関する事務に従事せしめるため」を削り、同條第二項及び第三項を次のように改める。

都道府県に、統計主事を置く。

市町村に、統計主事を置くことができる。

第十条第四項中「の事務」を「に関する専門的技術的事務」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十三條中「第十条第一項に規定する者、同條第二項に規定する者、同條第三項但書に該当する者及び前條に掲げる者」を「統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者及び統計調査員」に改める。

(旅券法の一部改正)
第四条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第三条第四項を次のように改める。

4 第一項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができる。

一 申請者の配偶者又は二親等内の親族
二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者(申請者の出頭がやむを得ない理由に

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等

より困難であると国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が認める場合に限る。)

(たばこ専売法の一部改正)

第五条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第六十五条の見出し中「器具機械」を「製造用機械」に改め、同条中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

第六十六条第一項中「除く外」を「除くほか」に、「製造用器具機械」を「製造用機械」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十八条の見出し中「許可取消」を「許可の取消し」に改め、同条第一項中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改める。

第六十九条第一項中「左に」を「次に」に、「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

第七十五条第一項中「製造用器具機械」を「製造用機械」に改める。

(塩専売法の一部改正)

第六条 塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「三年」を「五年」に改める。

(砂糖消費税法の一部改正)

第七條 砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第十五条第一項若しくは第十六条第一項の規定に該当する砂糖類」を「税務署長又は税関長は、取締り上必要があると認めると

きは、政令で定めるところにより、第十五条第一項若しくは前条第一項の規定に該当する砂糖類」に、「者は、政令で定めるところにより」を「者に対し」に、「第十六条第一項の規定に該当するもの」を「前条第一項の規定に該当するもの」に、「しなければならぬ」を「すべきことを命ずることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の命令を受けた者は、当該砂糖類の包装の見やすい箇所に大蔵省令で定める印影による表示をしなければならない。

第二十條第六項中「第一項」を「税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、第一項」に、「者は、政令で定めるところにより」を「者に対し」に、「しなければならぬ」を「すべきことを命ずることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第十七條第二項の規定は、前項の命令を受けた者について準用する。

第三十七條第二号中「第十七條又は第二十條第六項」を「第十七條第二項(第二十條第七項において準用する場合を含む。)」に改める。

(トランプ類税法の一部改正)

第八條 トランプ類税法(昭和三十二年法律第百七十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「その他政令で定めるトランプ類で、」を「その他のトランプ類で」に改め、「手続により、税務署長又は税関長の承認を受けた」を削り、「第三十三條、第三十四條」を「から第三十四條までの規定」に改める。

(石油ガス税法の一部改正)

第九條 石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十

六号)の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

第三十條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(国税徴収法の一部改正)

第十條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第百條第四項第一号中「第百四條(最高価申込者の決定)又は第百五條(複数落札入札制による最高価申込者の決定)」の規定により最高価申込者」を「第百四條から第百五條まで(最高価申込者等の決定)」の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者以下この項、第百六條第一項及び第二項(入札又は競り売りの終了の告知等)、第百八條第一項及び第二項(公売実施の適正化のための措置)並びに第百四條(買受申込み等の取消し)において「最高価申込者等」という。に改め、同項第四号中「取消」を「取消し」に改め、同項第五号とし、同項第三号中「買受申込み等の取消」を削り、「最高価申込者を、最高価申込者等」に、「買受を」を「買受けを」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 第百十五條第三項(買受代金の納付)の規定により最高価申込者が買受代金を納付した場合において、次順位買受申込者が納付した公売保証金があるとき。

第百四條の次に次の一条を加える。

第百四條の二、徴収職員は、入札の方法により不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、

債権又は電話加入権以外の無体財産権等(以下「不動産等」という。)の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額(以下この条において「最高入札価額」という。)に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの)に限る。第三項において同じ。)による入札者(前条第二項の規定によりくじで最高価申込者を定めた場合には、当該最高価申込者以外の最高の価額の入札者とする。第三項において同じ。)から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない。

2 前項の次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。

3 第一項の場合において、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が二人以上あるときは、くじで定める。

債権又は電話加入権以外の無体財産権等(以下「不動産等」という。)の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額(以下この条において「最高入札価額」という。)に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの)に限る。第三項において同じ。)による入札者(前条第二項の規定によりくじで最高価申込者を定めた場合には、当該最高価申込者以外の最高の価額の入札者とする。第三項において同じ。)から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない。

2 前項の次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。

3 第一項の場合において、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が二人以上あるときは、くじで定める。

第百六條の見出し中「せり売」を「競り売」に改め、同条第一項中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に、「以下次項を」を「次に」に、「せり売」を「競り売」に改め、同条第二項中「不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等(以下「不動産等」という。)」を「不動産等」に、「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改める。

第百七條第一項中「又は」の下に「次順位買受申込者が定められていない場合において」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第百八條第一項第一号中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改め、同項第三号中「買受

申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない。

2 前項の次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。

3 第一項の場合において、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が二人以上あるときは、くじで定める。

第百六條の見出し中「せり売」を「競り売」に改め、同条第一項中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改め、同条第二項中「不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、債権又は電話加入権以外の無体財産権等(以下「不動産等」という。)」を「不動産等」に、「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改める。

第百七條第一項中「又は」の下に「次順位買受申込者が定められていない場合において」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第百八條第一項第一号中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改め、同項第三号中「買受

申込を「買受申込み」に改め、同条第二項中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改める。

第百九条第四項中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に改める。

第百十三条に次の一項を加える。

2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号の一に該当する処分又は行為があつたときは、税務署長は、当該各号に掲げる日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。

一 税務署長が第百八条第二項（最高価申込者等の決定の取消し）の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをしたとき。

二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをしたとき。当該入札に係る売却決定期日

三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをしたとき。当該取消しをした日

四 税務署長が第百十五条第四項（売却決定の取消し）の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき。当該取消しをした日

第百十四条の見出しを「買受申込み等の取消し」に改め、同条中「最高価申込者」を「最高価申込者等」に、「買受を」を「買受けを」に改める。

第百十五条第一項中「売却決定の日」の下に「買受人が次順位買受申込者である場合にあっては、同日から起算して七日を経過した日」を加える。

第百十七条の見出し中「取消し」を「取消し」に改める。

める。

（学校教育法の一部改正）

第十一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「あわせて」を「併せて」に、「行なり」を「行う」に、「文部大臣の承認を受け」を「文部大臣に届け出」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第十二条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「及び社会教育主事補」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（厚生省設置法の一部改正）

第十三条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第六十一号を次のように改める。

六十一 削除

第十四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

第二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、厚生大臣は、検査所に、販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導を行わせることができる。

（保健所法の一部改正）

第十四条 保健所法（昭和二十二年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第八条ただし書を削る。

（トラホーム予防法の一部改正）

第十五条 「トラホーム」予防法（大正八年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一項又ハ前項」を「前二項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「第十条」を「第八条」に改める。

第四条第二項中「第七条ニ於テ之ニ同ジ」を削る。

第五条中「予防及治療ニ関スル施設ヲ為スベシ」を「予防方法及治療ヲ施行スベシ」に改める。

第六条及び第七条を削り、第八条を第六条とする。

第九条中「第四項」を「第三項」に改め、同条を第七条とし、第十条から第十二条までを二条ずつ繰り上げる。

（寄生虫病予防法の一部改正）

第十六条 寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七条第一項」を「第七条」に改める。

第三条ノ二及び第三条ノ三を削る。

第四条中「前条第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外」を削り、「予防及治療ニ関スル施設ヲ為スベシ」を「予防方法及治療ヲ施行スベシ」に改める。

第五条第一項中「寄生虫病」を「日本住血吸虫病」に改め、同条第二項を削る。

第七条第一項中「前二条ノ負担ノ為其ノ他寄生虫病」を「第五条ノ支出、前条ノ補助（日本住血吸虫病ニ係ルモノニ限ル）其ノ他ノ日本住血

吸虫病」に、「第三条ノ三第二項及第四条ノ施設」を「第四条ノ予防方法及治療ノ施行」に改め、同条第二項を削る。

（性病予防法の一部改正）

第十七条 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「都道府県」の下に「又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を加え、「設置しなければならない」を「設置すること」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正）

第十八条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「都道府県知事の管理に属するあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員」を「都道府県にあるあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員」に改める。

第三条の二及び第三条の三を次のように改める。

第三条の二 都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師免許証、はり師免許証又はきゆう師免許証（以下「免許証」という。）を交付しなければならない。

第三条の三 都道府県にあるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を備え、それぞれ、あん摩マツサージ指圧師、は

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案及び同報告書

六七四

り師又はきゆう師(以下「施術者」という。)の免許に関する事項を登録する。

第十一条第一項中「ものの外」を「もののほか」に、「書換交付」を「交付、書換え交付」に、「及び提出」を「返納及び提出並びにあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿の登録、訂正及び消除」に改める。

第十四条第一号中「第三条の三又は第九条の二第一項若しくは」を「第九条の二第一項又は」に改め、「これらの規定を」を削り、同条第三号中「第十六条第一項」を「第十条第一項」に改める。

(医師法の一部改正)

第十九条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在において」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正)

第二十条 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七条中「氏名、本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者についてはその国籍名)、登録年月日その他免許に関し省令で定める」を「診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許に関する」に改める。

第八條第三項、第十一条第一項及び第十二条第一項中「住所地の」を削る。

第十三条から第十五条までを次のように改める。

第十三条から第十五条まで 削除

第十六条中「返納及び提出」を「交付、書換え交付、再交付、返納及び提出並びに」に、「並びに氏名、本籍、住所、死亡及び失踪の届出」を「の登録、訂正及び消除」に改める。

(柔道整復師法の一部改正)

第二十一条 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

(柔道整復師名簿)

第六条 都道府県に柔道整復師名簿を備え、柔道整復師の免許に関する事項を登録する。

第七条 削除

第九条中「並びに免許証」を「免許証」に、「及び返納」を「返納及び提出並びに柔道整復師名簿の登録、訂正及び消除」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 都道府県知事は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員に、試験に関する事務を行わせる。

第二十八條第一号中「第七条又は第十九条第一項若しくは」を「第十九条第一項又は」に改める。

(歯科医師法の一部改正)

第二十二條 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在において」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)

第二十三條 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第

二百四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在において」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(歯科技工法の一部改正)

第二十四條 歯科技工法(昭和三十年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「厚生省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在において」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第二十五條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在において」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(薬剤師法の一部改正)

第二十六條 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「厚生省令の定めるところにより、毎年十二月三十一日現在において、その」を「厚生省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在において」に、「翌年一月十五日」を「当該年の翌年一月十五日」に改める。

(肥料取締法の一部改正)

第二十七條 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十条の見出し中「肥料検査吏員」を「肥料検査員」に改め、同条第一項中「肥料検査吏員」を「都道府県の職員」に改め、同条第三項中「置き、肥料検査吏員は、都道府県に置かれる」を「置く」に改め、同条第五項を第六項とし、同条第四項中「肥料検査吏員」を「肥料検査員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に規定する職務を行う都道府県の職員を肥料検査員と称する。

(獣医師法の一部改正)

第二十八條 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「毎年十二月三十一日現在において、その」を「省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在において」に、「翌年一月三十一日」を「当該年の翌年一月三十一日」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第二十九條 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項及び第三項に次のただし書を加える。

ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十四條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければ

ならない。
第十四条の三第一項に次のただし書を加える。

ただし、販売のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十四条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 販売業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
第十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、高圧ガス貯蔵所の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高圧ガス貯蔵所の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、消費のための施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第四十二条に次のただし書を加える。

ただし、製造のための設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第八十三条第一号中「第十四条第三項」を「第十四条第二項若しくは第四項、第十四条の三第二項」に改め、「第十七条第二項」の下に「第十九条第二項」を加える。

(計量法の一部改正)

第三十条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の八中「三年」を「五年」に、「但し」を「ただし」に改める。

(電気工事士法の一部改正)

第三十一条 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に、「都道府県」を「都道府県は、条例で」に、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第二項中「政令」を「条例」に改める。

(道路運送法の一部改正)

第三十二条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「供するもの」の下に「最大積載量が運輸省令で定めるトン数以上であるものに限り」を加え、「家用貨物自動車」を「届出対象家用貨物自動車」に改め、「変更しようとするとき」の下に「(次項の規定により届出をすべきときを除く)」を加え、同条第二項中「家用貨物自動車」を「届出対象家用貨物自動車」に改め、「廃止したとき」の下に「又は前項の届出に係る自動車が改造により届出対象家用貨物自動車でなくなったとき」を加える。

る。

(公衆電気通信法の一部改正)

第三十三条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の十一第二項を次のように改める。

2 公社又は会社は、二人以上の者から、これらの者が同一の電気通信回線を使用する特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、その申込みに係る者の業務上の関係又はこれらの者の当該電気通信回線を使用する態様が郵政省令で定める基準に適合する場合に限り、その申込みを承諾することができる。

第五十五条の十三の次に次の一条を加える。
(他人の設置した電子計算機等の接続)
第五十五条の十三の二 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者から、前条第一項の契約に係る電気通信回線に、当該契約に係る使用のために、他人の設置した電子計算機等を接続すべき旨の請求を受けたときは、当該電子計算機等がデータ通信技術基準に適合し、かつ、当該他人が当該電子計算機等につき、第五十五条の十二に規定する特定通信回線使用契約者に係る義務と同様の義務を負うべき旨の同意書を公社又は会社に提出した場合に限り、その接続を承諾することができる。

2 公社又は会社は、前項の同意書に係る義務が履行されないときは、同項の接続の承諾を取り消すことができる。

第五十五条の十五第一項を次のように改める。

公社又は会社は、公衆通信回線使用契約の

申込みを受けた場合で、その申込みに係る公衆通信回線及び交換設備の状況並びにこれらを使用する態様が、加入電話又は加入電信に係る公衆電気通信業務の提供に支障を及ぼさないようにするため公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合に

は、その申込みを承諾しなければならない。
第五十五条の十六を次のように改める。

(相互接続)
第五十五条の十六 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者又は公社若しくは会社と公衆通信回線使用契約を締結した者(以下「公衆通信回線使用契約者」という。)から、その契約に係る電気通信回線と郵政省令で定める電気通信回線とを相互に接続すべき旨の請求を受けた場合において、その請求に係る電気通信回線の使用の態様が郵政省令で定める場合に該当するときは、その接続を承諾することができる。

2 公社又は会社は、前項の請求に係る電気通信回線の使用の態様が同項の郵政省令で定める場合に該当しない場合においても、その態様が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けた場合は、その請求を承諾することができる。

第五十五条の十八中「第五十五条の十一第二項の規定は二人以上の者が同一の電子計算機等を使用する公衆通信回線使用契約の申込みの承諾について、同条第三項」を「第五十五条の十一第三項」に改める。

(建築士法及び建築士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十四条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第十五項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

第三十五条 建築士法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第七項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

(消防法の一部改正)

第三十六条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の四第一項中「前条第一項」を「都道府県は、前条第一項に、「行なわせる」を行わせるに、「都道府県に」を「条例で」に、「置く」を「置くことができる」に改める。

第二章 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止

(総理府関係法律の廃止)

第三十七条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和二十八年年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律(昭和二十八年法律第七十九号)

二 皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律(昭和三十四年法律第十六号)

三 昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する法律(昭和四十八年法律第二百号)

(法務省関係法律の廃止)

第三十八条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 司法官試験実地修習期間に関する法律(明治二十九年法律第四号)

二 外国人又は外国法人の物権の登記に関する法律(明治三十二年法律第七十一号)

三 商法施行前に登記のない株式会社の登記に関する法律(明治三十三年法律第四十九号)

四 植林のため設定した地上権登記に関する法律(明治三十三年法律第七十九号)

五 司法官試験実地修習期間に関する法律(明治三十四年法律第五号)

六 司法官試験実地修習期間減縮に関する法律(明治三十八年法律第三十二号)

七 判事及び検事の休職並びに判事の転所に関する法律(大正二年法律第七号)

八 司法官試験及び弁護士試験の資格に関する法律(大正十二年法律第五十二号)

九 判事及び検事の退職並びに判事の転所に関する法律(昭和二十年法律第五十六号)

十 副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)

(外務省関係法律の廃止)

第三十九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 移民保護法(明治二十九年法律第七十号)

二 海外移住組合連合会に対する政府貸付金の出資等に関する法律(昭和十二年法律第四十三号)

(大蔵省関係法律の廃止)

第四十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 台湾銀行補助法(明治三十二年法律第三十五号)

二 府県監獄費及び府県監獄建築修繕費の国庫支弁に関する法律(明治三十三年法律第四号)

三 沖縄県及び東京府管内伊豆七島における国税徴集に関する法律(明治三十五年法律第二十三号)

四 官庁における印刷局製造の物件買入れに関する法律(明治四十年法律第五号)

五 沖縄県の負担及び国庫補助に関する法律(明治四十一年法律第三号)

六 樺太事業公債法(大正七年法律第二十一号)

七 道路公債法(大正九年法律第五十九号)

八 台湾事業公債法(大正十一年法律第十三号)

九 朝鮮事業公債法(昭和二年法律第十一号)

十 昭和二年及び三年における支那事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律(昭和四年法律第四十一号)

十一 国際決済銀行に租税等を課さないことに関する法律(昭和六年法律第六十七号)

十二 満洲事件に関する経費支弁のための公債発行に関する法律(昭和七年法律第一号)

十三 不動産融資及損失補償法(昭和七年法律第二十四号)

十四 昭和八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和八年法律第三号)

十五 昭和八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和八年法律第二十三号)

十六 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和九年法律第五号)

十七 満洲事件に関する一時賜金として交付する公債発行に関する法律(昭和九年法律第七号)

十八 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和九年法律第二十四号)

十九 昭和九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債第二次追加発行に関する法律(昭和九年法律第三十一号)

二十 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十年法律第十三号)

二十一 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律(昭和十年法律第十四号)

二十二 昭和十年度一般会計歳出の財源に充てるための公債第二次追加発行に関する法律(昭和十年法律第二十一号)

二十三 南朝鮮鉄道株式会社所属鉄道買収のための公債発行に関する法律(昭和十年法律第二十七号)

二十四 昭和十一年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十一年法律第三号)

二十五 若手軽便鉄道株式会社所属鉄道ほか三鉄道及び兼業に属する資産の買収のための公債発行に関する法律(昭和十一年法律第十八号)

二十六 江当軌道株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律(昭和十一年法律第十九号)

二十七 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律(昭和十二年法律第八号)

二十八 昭和十二年度一般会計歳出の財源に充

てゐるための公債追加発行に関する法律（昭和十二年法律第二十九号）

二十九 帝国の満洲国における治外法権の撤廃及び南滿洲鉄道附屬地行政権の調整ないし移譲に伴い退官退職した者等に交付する公債発行に関する法律（昭和十二年法律第三十六号）

三十 横莊鉄道株式会社所属鉄道ほか三鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十二年法律第三十七号）

三十一 昭和三十年年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和三十三年法律第六号）

三十二 昭和三十三年年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和三十三年法律第二十一号）

三十三 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十四年法律第二号）

三十四 朝鮮鉄道株式会社所属金泉慶北安東間鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十四年法律第二十一号）

三十五 昭和十四年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十四年法律第二十九号）

三十六 今次の戦争に関する特別賜金として交付するための公債発行に関する法律（昭和十四年法律第三十一号）

三十七 昭和十五年年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十五年法律第六号）

三十八 昭和十五年年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十五年法律第六号）

十五年法律第六十八号）

三十九 今次の戦争に関する一時賜金として交付するための公債発行に関する法律（昭和十五年法律第六十九号）

四十 金華山軌道株式会社及び朝倉軌道株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律（昭和十五年法律第八十四号）

四十一 樺太鉄道株式会社所属鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十五年法律第八十五号）

四十二 朝鮮銀行法及び台湾銀行法の臨時特例に関する法律（昭和十六年法律第十五号）

四十三 昭和十六年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十六年法律第二十三号）

四十四 昭和十六年度一般会計歳出の財源に充てるための公債追加発行に関する法律（昭和十六年法律第三十一号）

四十五 留萌鉄道株式会社及び新潟臨港開発株式会社所属鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十六年法律第八十一号）

四十六 田名部運輸軌道株式会社所属軌道の経営廃止に対する補償のための公債発行に関する法律（昭和十六年法律第八十二号）

四十七 昭和十七年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十七年法律第二号）

四十八 昭和十八年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十八年法律第九号）

四十九 北海道鉄道株式会社所属鉄道ほか十一

鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十八年法律第二十四号）

五十 多摩島鉄道株式会社所属新義州南間鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和十八年法律第二十五号）

五十一 朝鮮における米穀の生産を確保するための補給金及び企業の整備に要する経費の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十八年法律第九十三号）

五十二 台湾における米穀の生産を確保するための補給金の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十八年法律第九十四号）

五十三 昭和十九年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和十九年法律第八号）

五十四 昭和二十年年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和二十年法律第十八号）

五十五 軍人及び軍属以外の者に交付された賜金庫債券を無効とすることに關する法律（昭和二十一年法律第四号）

五十六 復興金融公庫及び産業復興管団出資払込金支弁のための公債発行に関する法律（昭和二十一年法律第四十七号）

五十七 帝国鉄道会計又は通信事業特別会計における昭和二十一年年度の経費支弁のための借入金等に関する法律（昭和二十一年法律第五十五号）

五十八 昭和二十一年年度一般会計歳出の財源に充てるための公債発行に関する法律（昭和二十一年法律第六十四号）

五十九 昭和二十一年年度一般会計終戦処理費の財源に充てるための借入金に関する法律（昭和二十二年法律第十号）

六十 食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年年度において負担する水稲共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭和二十二年法律第八十六号）

六十一 昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律（昭和二十三年法律第十五号）

六十二 簡易生命保険事業における戦争危険に因る死亡に基く保険金の支払による損失の補てんに関する法律（昭和二十三年法律第百号）

六十三 造幣庁据置運轉資本の増加等に関する法律（昭和二十四年法律第八号）

六十四 昭和二十四年度の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律（昭和二十四年法律第十三号）

六十五 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十四年法律第三十一号）

六十六 印刷庁特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十四年法律第三十二号）

六十七 臨時宅地賃借価格修正法（昭和二十四年法律第八十五号）

六十八 昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期等に関する法律（昭和二十五年法律第六号）

六十九 大蔵省預金部特別会計の昭和二十五年

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案及び同報告書

六七八

度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第十九号)

七十 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二十八号)

七十一 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二十九号)

七十二 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律(昭和二十五年法律第六十六号)

七十三 米国対日援助見返資金特別会計から繰入る電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律(昭和二十五年法律第六十六号)

七十四 船舶公団の共有持分の処理等に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十七号)

七十五 外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十三号)

七十六 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律(昭和二十六年法律第二十一号)

七十七 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第六十九号)

七十八 食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律(昭和二十六年法律第七十号)

七十九 一般会計の歳出の財源に充てるための

資金運用部特別会計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十三号)

八十 農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十五号)

八十一 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第四十八号)

八十二 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第五十号)

八十三 地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律(昭和二十七年法律第六十三号)

八十四 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十七号)

八十五 食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十八号)

八十六 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十六号)

八十七 昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百五十一号)

八十八 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二十九号)

八十九 昭和二十八年分所得税の七月予定申告の特例等に関する法律(昭和二十八年法律第四十号)

九十 昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十八年法律第七十七号)

九十一 特別減税国債法(昭和二十八年法律第七十八号)

九十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百二十号)

九十三 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十八号)

九十四 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十二号)

九十五 昭和二十八年度における特別鉱害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部から繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十三号)

九十六 食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十号)

九十七 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十一号)

金に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十一号)

九十八 昭和二十八年の風水害及び冷害による被害農家等に対して米麦を特別価格で売り渡したことから食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十九年法律第四号)

九十九 財政法第四十二条の特例に関する法律(昭和二十九年法律第三十一号)

百 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十九年法律第三十三号)

百一 北海道における国有の緊急開拓施設等の譲与に関する法律(昭和二十九年法律第五十三号)

百二 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和二十九年法律第二百十四号)

百三 昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十号)

百四 昭和三十年分の所得税の予定納税及び予定申告の期限等の特例に関する法律(昭和三十年法律第十五号)

百五 昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことから食糧管理特別会計に生ずる損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律(昭和三十年法律第四十七号)

百六 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための

の一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十年法律第四十八号)

百七 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十年法律第四十九号)

百八 農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律 (昭和三十年法律第六十七号)

百九 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律 (昭和三十年法律第三号)

百十 昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十年法律第四十九号)

百十一 食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律 (昭和三十一年法律第二十三号)

百十二 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十一年法律第二十四号)

百十三 昭和三十一年度の食糧管理特別会計の借入限度等の特例に関する法律 (昭和三十一年法律第六十九号)

百十四 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十一年法律第二号)

百十五 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十一年法律第十六号)

百十六 昭和三十一年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十三年法律第四号)

百十七 漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十三年法律第十四号)

百十八 食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十三年法律第二十三号)

百十九 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律 (昭和三十四年法律第六号)

百二十 昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十四年法律第九号)

百二十一 漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十四年法律第二十六号)

百二十二 糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十四年法律第六十二号)

百二十三 昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十五年法律第四号)

百二十四 一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計から繰入金に関する法律 (昭和三十五年法律第八十八号)

百二十五 昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十五年法律第六十六号)

百二十六 昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十七年法律第一号)

百二十七 昭和三十七年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十八年法律第二号)

百二十八 オリソピック東京大会の準備等に必要な資金に充てるための寄附金付き製造たばこの販売に関する法律 (昭和三十八年法律第二十七号)

百二十九 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十八年法律第七十一号)

百三十 昭和三十八年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律 (昭和三十九年法律第一号)

百三十一 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和三十九年法律第八十三号)

百三十二 昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 (昭和四十年法律第一号)

百三十三 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和四十年法律第五十五号)

百三十四 昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 (昭和四十一年法律第五号)

百三十五 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和四十一年法律第四十五号)

百三十六 昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 (昭和四十一年法律第四十八号)

百三十七 昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 (昭和四十三年法律第一号)

百三十八 昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 (昭和四十四年法律第一号)

百三十九 漁船再保険及農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律 (昭和四十五年法律第六十六号)

百四十 昭和四十五年度の米生産調整奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 (昭和四十六年法律第三号)

百四十一 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からの繰入金等に関する法律 (昭和四十六年法律第十四号)

百四十二 昭和四十六年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 (昭和四十七年法律第四号)

百四十三 昭和四十七年度の米生産調整奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律 (昭和四十八年法律第一号)

百四十四 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づいて借り入れた外貨資金等の償還に関する特別措置法 (昭和四十八年法律第二十四号)

昭和五十七年四月二十三日 衆議院会議録第十九号

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案及び同報告書

六七九

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案及び同報告書

六八〇

(文部省関係法律の廃止)

第四十一条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律(昭和二十六年法律第三号)

二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十九号)

三 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十号)

四 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十一号)

五 昭和三十三年九月の風水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法(昭和三十三年法律第九十一号)

六 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十六号)

七 昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十七号)

八 昭和三十六年五月の風水害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立

の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十六年法律第八十九号)

九 昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十六年法律第九十号)

(厚生省関係法律の廃止)

第四十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)

二 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百十二号)

三 国民健康保険再建整備資金貸付法(昭和二十七年法律第四十四号)

四 医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)

五 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十六号)

六 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十七号)

七 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百十八号)

八 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別

措置法(昭和二十八年法律第二百三十号)

九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十一号)

十 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行なう母子福祉資金の貸付に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百三十二号)

十一 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和三十年法律第八十四号)

十二 医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和三十一年法律第六十五号)

十三 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十四号)

十四 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十五号)

十五 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十六号)

十六 昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十七号)

十七 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法(昭和

和三十三年法律第八十八号)

十八 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十九号)

十九 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する福祉年金の支給に関する特別措置法(昭和三十四年法律第九十号)

二十 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百六号)

二十一 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百七号)

二十二 昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百八号)

二十三 医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十一号)

(農林水産省関係法律の廃止)

第四十三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 農林中央金庫特別融通及損失補償法(昭和七年法律第三十二号)

二 農村負債整理資金特別融通及損失補償法(昭和十二年法律第七十七号)

三 臨時農村負債処理法(昭和十三年法律第

- 六十九号)
- 四 森林資源造成法 (昭和二十年法律第三十五号)
- 五 農林漁業組合再整備法 (昭和二十六年法律第四十号)
- 六 閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律 (昭和二十七年法律第二十号)
- 七 小型機船底びき網漁業整理特別措置法 (昭和二十七年法律第七十七号)
- 八 十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法 (昭和二十七年法律第三十四号)
- 九 農業災害補償法の臨時特例に関する法律 (昭和二十八年法律第四十五号)
- 十 市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律 (昭和二十八年法律第四十六号)
- 十一 農林漁業組合連合会整備促進法 (昭和二十八年法律第九十号)
- 十二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和二十八年法律第二百三十五号)
- 十三 昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法 (昭和二十八年法律第二百七十一号)
- 十四 昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和二十八年法律第二百七十五号)
- 十五 特定海域における漁船の被害に伴う資金の融通に関する特別措置法 (昭和二十九年法律第一号)
- 十六 北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法 (昭和二十九年法律第二百十八号)
- 十七 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和二十九年法律第二百二十八号)
- 十八 昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和三十年法律第三十七号)
- 十九 日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律 (昭和三十年法律第九十六号)
- 二十 農業協同組合整備特別措置法 (昭和三十一年法律第四十四号)
- 二十一 北海道における国有の魚田開発施設等の譲与等に関する法律 (昭和三十一年法律第四号)
- 二十二 昭和三十一年の災害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和三十一年法律第五十七号)
- 二十三 農業災害補償法第七十四条の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律 (昭和三十一年法律第二百一十一号)
- 二十四 昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和三十三年法律第八十五号)
- 二十五 農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法 (昭和三十四年法律第四十七号)
- 二十六 小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律 (昭和三十四年法律第五十七号)
- 二十七 臨時てん菜糖製造業者納付金法 (昭和三十四年法律第九十三号)
- 二十八 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法 (昭和三十四年法律第六十九号)
- 二十九 昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の融通に関する特別措置法 (昭和三十四年法律第七十号)
- 三十 昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひよによる被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律 (昭和三十四年法律第八十号)
- 三十一 昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法 (昭和三十四年法律第八十一号)
- 三十二 昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法 (昭和三十四年法律第八十二号)
- 三十三 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法 (昭和三十五年法律第八十八号)
- 三十四 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法 (昭和三十五年法律第九号)
- 三十五 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法 (昭和三十五年法律第十号)
- 三十六 漁業権存続期間特例法 (昭和三十六年法律第一号)
- 三十七 昭和三十六年五月、六月、七月、八月、九月及び十月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律 (昭和三十六年法律第九十六号)
- 三十八 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産施設の災害復旧事業等に関する特別措置法 (昭和三十六年法律第二十号)
- 三十九 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法 (昭和三十六年法律第二十一号)
- 四十 昭和三十八年四月から六月までの長雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律 (昭和三十八年法律第三十二号)
- 四十一 昭和三十九年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律 (昭和三十九年法律第二十五号)
- 四十二 魚価安定基金の解散に関する法律 (昭和五十七年四月二十三日 衆議院会議録第十九号)

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案及び同報告書 六八二

和四十二年法律第九十三号)

四十三 飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律(昭和四十八年法律第十八号)

四十四 日本てん菜振興会の解散に関する法律(昭和四十八年法律第三十三号)

(通商産業省関係法律の廃止)
第四十四条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 帝國鐵業開發株式会社法(昭和十四年法律第八十二号)

二 財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律(昭和二十二年法律第三十一号)

三 石炭鉱業等の損失の補てんに関する法律(昭和二十四年法律第十七号)

四 緊要物資の売払に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十九号)

五 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百一十一号)

六 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百四十二号)

七 昭和二十八年六月及び七月の大水害地域並びに同年八月及び九月の風水害地域における自転車競技法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十一号)

八 昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百一十七号)

九 昭和二十九年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百一十四号)

十 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法(昭和三十四年法律第九十三号)

十一 昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法(昭和三十

四年法律第九十七号)

十二 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十五年法律第九十九号)

十三 昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百一十二号)

十四 昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百一十三号)

(運輸省関係法律の廃止)
第四十五条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 外国において鉄道を敷設する帝國会社に関する法律(明治三十三年法律第八十七号)

二 富士身延鉄道株式会社及び白棚鉄道株式会社所屬鐵道買収に関する法律(昭和十六年法律第五十二号)

三 船舶管理委員會の解散及び清算に関する法律(昭和二十七年法律第二十四号)

四 昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)

五 臨時船賃等改善助成利子補給法(昭和二十八年法律第五十号)

六 昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十二号)

七 昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百七十八号)

(郵政省関係法律の廃止)
第四十六条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所屬の運用資産の増加額の一部を交付するための大藏省預金部等損失特別処理法第四條の臨時特例等に関する法律(昭和三十四年法律

第四十三号)

二 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法(昭和四十二年法律第七十号)

(労働省関係法律の廃止)
第四十七条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百一十九号)

二 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十九号)

三 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第八十三号)

四 昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法(昭和三十四年法律第九十五号)

(建設省関係法律の廃止)
第四十八条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法(昭和二十八年法律第二百五十七号)

二 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十一号)

三 昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十二号)

四 昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七十三号)

五 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律(昭和三十五年法律第六十号)

六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和三十五年法律第七十号)

七 昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第二百一十九号)

八 昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法(昭和三十六年法律第二百一十号)

九 昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第二百一十一号)

十 昭和五十年年度及び昭和五十一年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律(昭和五十年法律第八十五号)

(自治省関係法律の廃止)
第四十九条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 神奈川県下郡廃置法律(明治二十九年法律第十九号)

二 長崎県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十号)

三 新潟県下郡界変更及び郡廃置法律(明治二十九年法律第二十一号)

四 山口県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十二号)

五 和歌山県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十三号)

六 福岡県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十四号)

七 佐賀県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十五号)

八 宮崎県下郡廃置法律(明治二十九年法律第二十六号)

九 東京府下郡廃置法律(明治二十九年法律第三十七号)

十 大阪府下郡廃置法律(明治二十九年法律第

- 三十八号)
- 十一 兵庫県下郡廃置及び郡界変更法律 (明治二十九年法律第三十九号)
- 十二 埼玉県下国界変更及び郡廃置法律 (明治二十九年法律第四十号)
- 十三 群馬県下郡廃置及び郡界変更法律 (明治二十九年法律第四十一号)
- 十四 千葉県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第四十二号)
- 十五 茨城県下郡廃置及び郡界変更法律 (明治二十九年法律第四十三号)
- 十六 栃木県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第四十四号)
- 十七 奈良県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第四十五号)
- 十八 三重県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第四十六号)
- 十九 静岡県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第四十七号)
- 二十 滋賀県下郡界変更及び郡廃置法律 (明治二十九年法律第四十八号)
- 二十一 福島県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第四十九号)
- 二十二 岩手県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第五十号)
- 二十三 富山県下部分離及び廃置法律 (明治二十九年法律第五十一号)
- 二十四 鳥取県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第五十二号)
- 二十五 島根県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第五十三号)
- 二十六 熊本県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第五十四号)
- 二十七 鹿児島県下国界並びに郡界変更及び郡廃置法律 (明治二十九年法律第五十五号)
- 二十八 岐阜県下郡廃置及び郡界変更法律 (明治二十九年法律第八十六号)
- 二十九 愛媛県下郡廃置法律 (明治二十九年法律第八十七号)
- 三十 広島県下郡廃置法律 (明治三十一年法律第八号)

三十一 愛媛県下郡界変更法律（明治三十二年法律第二十二号）
三十二 香川県下郡廃置法律（明治三十二年法律第四十一号）
三十三 大分県下郡界変更法律（明治三十二年法律第四十二号）
三十四 岡山県下郡廃置及び郡界変更法律（明治三十三年法律第二十八号）
三十五 京都府下国界並びに郡界変更法律（明治三十五年法律第十四号）
三十六 和歌山県下郡界変更法律（明治四十年法律第三十六号）
三十七 愛知県下郡廃置法律（大正二年法律第三十五号）
三十八 埼玉県下郡界変更に関する法律（大正十年法律第六十五号）
三十九 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十九号）
四十 昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律（昭和二十九年法律第九十号）
四十一 昭和二十九年八月及び九月の台風並びに同年八月の冷害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十年法律第一号）
四十二 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和三十年法律第七十六号）
四十三 昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第二百八十九号）
四十四 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（昭和三十三年法律第七十五号）
四十五 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律（昭和三十四年法律第二百七十九号）

四十六 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起償の特例に関する法律（昭和三十五年法律第百十四号）
四十七 昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月、九月及び十月の水害若しくは風水害又は同年八月月の北米大地震による災害を受けた地方公共団体の起償の特例等に関する法律（昭和三十六年法律第二百二十二号）
四十八 参議院議員の通常選挙に関する臨時特例法（昭和四十九年法律第七十三号）

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条中厚生省設置法第二十條の改正規定昭和五十七年十月一日

二 第十八条中「人摩マツサ」に「指田師」を
 師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の
 改正規定及び第二十一条中「柔道整復師法第十

一条の改正規定 昭和五十八年四月一日
三 第三十一条の規定 昭和五十八年十二月二

四 第二十九条及び附則第五項から第八項まで

五 第十八条の規定（あん摩マツサージ指圧

師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第五項の改正規定を除く。）、第二十条の規定

及び第二十一条の規定（柔道整復師法第十二条の改正規定を除く。）公布の日から起算し

六 第三十三条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

七 第三条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

2 第十条の規定による改正後の国税徴収法（以下この項において「新法」という。）の規定は、と

の法律の施行の日以後に新法第九十五条の規定により行ふ公告に係る公売について適用する。

3 次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 國際的協定又は國際的契約であつてこの法律の施行前にしたものに係る届出 第一条の

規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六条第二項

であつたランプ類税 第八条の規定による
改正後のランプ類税法第八条第三項

三 この法律の施行の際現に計量法第百八十一
条の二の指定を受けている者の指定の有効期
間 第三十一条の規定による改正後の同法第百

附則第一項第五号に定める日前に次の各号に

掲げる免許を取得した者の免許は、同日現在においてその者について、それぞれ当該各号に定

める名簿を作成している都道府県知事が与えたものとみなす。

一 おん厚一ツサ一ツ指匠師免請
おん厚一ツサ一ツ指匠師免請

二 はり師免許 はり師名簿

三 きゆう師免許 きゆう師名簿
四 柔道整復師免許 柔道整復師名簿

5 附則第一項第四号に定める日前に着手した輕微變更工事（第二十九条の規定による改正後の帝王ガス取締法（以下二の類及び次項において

「新高圧ガス法」という。第十四条第一項ただし書、第十四条の三第一項ただし書又は第十九条

第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更の工事に該当する工事をいう。次項及び附

則第七項において同じことについては、新高度力
ス法第十四条第二項、第十四条の三第二項又ハ
第十九条第二項の規定は、適用しない。

6 附則第一項第四号に定める日前に輕微變更工事について第二十九条の規定による改正前の高

圧ガス取締法（次項において「旧高压ガス法」という。）第十四条第一項、第十四条の三第一項又

は第十九条第一項の許可を受けていた者がする
当該輕微變更工事に係る施設又は貯蔵所につい

昭和五十七年四月二十三日 衆議院會議録第十九号

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案及び同報告書

六八四

ては、新高圧ガス法第二十條の規定は、適用しない。

7 前項に規定する許可を受けていた者であつて附則第一項第四号に定める日前に当該輕微變更工事に着手したものは、同日前に当該工事に係る施設又は貯蔵所につき旧高圧ガス法第二十條の完成検査を受け、これらが同条に規定する技術上の基準に適合していると認められた場合を除き、その完成後(附則第一項第四号に定める日前に当該工事を完成した場合)は、同日後遅滞なく、その完成の年月日その他の通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

8 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

9 この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二号中「第百六条第二項」を「第百四條の二第二項」に、「以下次号」を「次号」に改める。

(文部省設置法の一部改正)
文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十九号の四を削る。

第八条第九号の二を削る。
(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「道路運送法第九十九條第一

項」を「当該届出をすべき事項が道路運送法第九十九條第一項の規定による届出をすべき事項に相当するときは、同項」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)
運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「ものの外」を「もののほか」に、「左の」を「次の」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(地方道路法と税法の一部改正)
地方道路法と税法(昭和三十年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第五項までを削る。

理 由

行政事務の簡素合理化を図るため関係法律を整理するとともに、適用対象が消滅したこと等により法律の廃止を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、行政改革を推進するための措置の一環として、行政事務の簡素合理化等を図るため、昭和五十七年二月十日に行われた臨時行政調査会の許可等の整理合理化のための「行政改革に関する第二次答申」の指摘事項をはじめ、行政事務の簡素合理化に関する従来からの改革合理化の課題のうち、法律改正を要するもので一括して法律改正をすることが適当と認められる事項について関係法律の整理を行うとともに、適用対象等が消滅したこと等により法律の廃止を行うおととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理
許可、認可等行政事務の簡素合理化について、許可、認可等による規制等を継続する必

要性が認められないものについてはこれを廃止し、規制等の範囲、方法等が現状のまま継続することが適当と認められないものについては規制の緩和等の措置を講じ、行政事務運営の系統等について簡素化することが適当と認められるものについてはこれを促進することとし、次のように三十五法律(十三省庁)の規定の整理を行うこと。

(1) 昭和五十七年二月十日の臨時行政調査会の「行政改革に関する第二次答申」に関する事項について、旅券法の一部改正(一般旅券の発給に係る代理申請の範囲の拡大)、公衆電気通信法の一部改正(データ通信回線の利用の規制緩和)等十五法律の一部を改正すること。

(2) 昭和五十六年十二月二十八日の閣議了解「行政改革の推進に関する当面の措置について」に係る許可、認可等の整理計画に関する事項について、たばこ専売法の一部改正(製造たばこ小売人の指定期間の延長等)等八法律の一部を改正すること。

(3) 昭和五十五年十二月二十九日の閣議決定「今後における行政改革の推進について」に係る行政事務の簡素合理化に伴う法律の整理に関する事項について、「トラホーム」予防法の一部改正(トラホームの予防治療施設に関する措置規制の廃止)等十五法律(1)及び(2)に係る改正法律と重複するものを除く(十二法律)の一部を改正すること。

2 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止
昭和五十五年十二月二十九日の閣議決定「今後における行政改革の推進について」に係る法令の整理、廃止方針に基づき、適用対象又は関係事務の消滅等によりいわゆる実効性を喪失した法律及び行政目的がほぼ達成され存置の必要性が乏しくなった法律について廃止を行うこととし、総理府関係の「昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律」等三百二十法律(十三府省)を廃止すること。

3 その他

(1) 以上の措置に伴う所要の規定の整備を行うこと。
(2) 所要の経過措置を規定すること。
なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由
本案は、行政事務の簡素合理化等を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十七年四月二十二日
内閣委員長 石井 一
衆議院議長 福田 一殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 六三 四二(六代)
〒 105

定価 一部
二二〇円